

官報号外

昭和四十五年十二月十八日

○第六十四回 参議院会議録第七号

昭和四十五年十二月十八日(金曜日)

午後八時五十四分開議

○議事日程 第七号

昭和四十五年十二月十八日

午後一時開議

第一下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 海洋汚染防止法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国連大学の長野県招致に関する請願(三件)

第四 水戸市千波町、笠原町地域の郵便物取扱いに関する請願

第五 税務局蓄組合補助金の増額に関する請願

第六 塩専売制度存続に関する請願

第七 生命保険料の所得控除限度額の引上げ等に関する請願

第八 所得税法の控除対象配偶者基準の引上げに関する請願

第九 養護教諭の全校必置等に関する請願(九件)

第一〇 公立学校における警備員設置等に関する請願(三件)

第一一 公民館建設に対する財政援助に関する請願

第一二 教育予算増額に関する請願(三件)

第一三 山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、公害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、公害防止事業費事業者負担法案(内閣提出、衆議院送付)

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、水質汚濁防止法案(内閣提出、衆議院送付)

一、自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、廃棄物処理法案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略

一、騒音規制法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、水質汚濁防止法案(内閣提出、衆議院送付)

一、自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、廃棄物処理法案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、廃棄物処理法案(内閣提出、衆議院送付)

一、農業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

いたします。

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

二木 占部謙吾君

大森 太郎君

和田 文治君

村尾 静夫君

津島 秀彦君

矢追 正義君

宮崎 和田重雄君

瀬谷 英行君

中沢伊登子君

大蔵委員

農林水産委員

商工委員

社会労働委員

運輸委員

内閣委員

地方行政委員

法務委員

文教委員

大蔵委員

法務委員

文教委員

社会労働委員

同

内閣委員

和田静夫君

瀬谷英行君

中沢伊登子君

大森秀彦君

和田謙吾君

中澤伊登子君

大森謙吾君

和田正義君

中沢伊登子君

大森謙吾君

運輸委員会請願審査報告書(第一号)

通信委員会請願審査報告書(第一号)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の

待遇等に関する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正す

る法律案

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正す

る法律案

昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、裁判官彈劾裁判所裁判員藤田進君の

辞任を許可しその補欠として左記の者を選任した

旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員本院議員中

村英男君の同審議会委員辞任による補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、北陸地方開発審議会委員本院議員和

田静夫君の同審議会委員辞任による補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、裁判官訴追委員山田徹一君の辞任を

許可しその補欠として左記の者を選任した旨本院

事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院

事務総長に通知した。

記

吉田忠三郎君

同日本院は、検察官適格審査会委員本院議員後藤

義隆君及び同亀田得治君の同審査会委員の任期満

了による後任並びにその予備委員を左記の通り選

出した旨内閣に通知した。

同日本院は、合風常磐地帯対策審議会委員本院議

員本院議員村田秀三君の同審議会委員辞任による

補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知し

た。

記

参議院議員 大和 与一君

同日本院は、首都圈整備審議会委員本院議員森勝

治君の同審議会委員辞任による補欠として左記の

者を指名した旨内閣に通知した。

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員山崎

昇君の同審議会委員辞任による補欠として左記の

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改

した。

記

参議院議員 竹田 現照君

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員本院議

員鈴木力君の同委員会委員辞任による補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 竹田 現照君

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員

員近藤英明君の同審議会委員辞任による補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 杉原 一雄君

同日本院は、豪雪地帯対策審議会委員本院議員武

内五郎君の同審議会委員辞任による補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 村田 礼二君

同日本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委

員員鶴園哲夫君の同審議会委員辞任による補欠とし

た。

記

参議院議員 小島 慶君

同日本院は、合風常磐地帯対策審議会委員本院議

員員鶴園哲夫君の同審議会委員辞任による補欠とし

た。

記

参議院議員 岩崎 三郎君

同日本院は、合風常磐地帯対策審議会委員本院議

員員鶴園哲夫君の同審議会委員辞任による補欠とし

た。

記

参議院議員 石田 次男君

同日本院は、合風常磐地帯対策審議会委員本院議

員員鶴園哲夫君の同審議会委員辞任による補欠とし

た。

記

参議院議員 渡辺年之助君

同日本院は、合風常磐地帯対策審議会委員本院議

員員鶴園哲夫君の同審議会委員辞任による補欠とし

た。

記

参議院議員 山崎 礼二君

同日本院は、合風常磐地帯対策審議会委員本院議

員員鶴園哲夫君の同審議会委員辞任による補欠とし

た。

記

参議院議員 濑谷 英行君

同日本院は、国土総合開発審議会委員本院議員沢

田政治君及び同松永忠二君の同審議会委員辞任によ

る補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

者を指名した旨内閣に通知した。

(号)外報

3

記
中央選舉管理会委員

大浜 英子君
近藤 英明君
岡崎 三郎君
石田 次男君
渡辺年之助君

同
予備委員

小島 恵君
近藤 操君
堀米 正道君
小沢 省吾君
山崎 礼二君

本日議員古池信三君外八名から委員会審査省略要
求書を付して左の議案が提出された。

公害防止に関する決議案

本日委員長から左の報告書が提出された。

公害対策基本法の一部を改正する法律案可決報告書

告書

公害防止事業費事業者負担法案可決報告書

大気汚染防止法の一部を改正する法律案可決報告書

告書

騒音規制法の一部を改正する法律案可決報告書

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案可決報告書

水質汚濁防止法案可決報告書

自然公園法の一部を改正する法律案可決報告書

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案可決報告書

廃棄物処理法案可決報告書

道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書

下請中小企業振興法案可決報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案可決報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案可決報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

交通安全対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

地方行政委員会請願審査報告書(第一号)

商工委員会請願審査報告書(第一号)

社会労働委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

公害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)

内閣委員会請願審査報告書(第一号)

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、公害対策基本法の一部を改正する法律案、

公害防止事業費事業者負担法案、

大気汚染防止法の一部を改正する法律案、

騒音規制法の一部を改正する法律案、

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。公害対策特別委員長占部秀男君。

(目的)
第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、国及び地方政府の公害の防止に関する義務を明らかにし、並びに公害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公害対策の総合的推進を図り、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第二条第一項中「水質の汚濁」の下に「(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化すること)を含む。第九条第一項を除き、以下同じ。」、土壤の汚染」を加える。

第三条第一項中「事業活動による」を「事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等」に改める。

第九条第一項中「水質の汚濁」の下に「、土壤の汚染」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型をあてはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、当該地域又は水域の指定を都道府県知事に委任することができます。

第十条第一項中「又は水質の汚濁」を「、水質の汚濁又は土壤の汚染」に改める。

第十二条第一項中「下水道」の下に「、廃棄物の公共的な処理施設」を加える。

第二章第二节中第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 政府は、この節に定める他の施策と相まつて公害の防止に資するよう緑地の保全

その他自然環境の保護に努めなければならぬる。

(自然環境の保護)

第十九条第一項中「第十七条の二」に、「第一号」の一部を次のように改める。

昭和四十二年法律第二百三十二号の一部を改正する法律案を次のように改める。

第一号を次のように改める。

い。

第二十六条第七項及び第二十八条第四項中「厚生省環境衛生局」を「内閣総理大臣官房」に改める。

第二十九条の見出しを「(都道府県)公害対策審議会」に改め、同条中「地方公共団体」を「都道府県」に、「条例で定めるところにより、地方公害対策審議会を置くことができる」を「都道府県公害対策審議会を置く」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県公害対策審議会の組織及び運営に関する事項は、当該都道府県の条例で定めし必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(市町村公害対策審議会)

第三十条 市町村は、当該市町村における公害対策に関する基本的事項を調査審議させる等のため、条例で定めるところにより、市町村公害対策審議会を置くことができる。

附 则

この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のよう改正する。

第九条の二第一項第十七号を削り、同条第二項中「及び第十七号」を削る。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

公害防止事業者負担法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び は衆議院修正)

公害防止事業者負担法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

事業者の負担額及び事業者負担金
(第三条・第五条)

事業者負担金の決定及び納付(第六
条・第十四条)

第三章 事業者負担金の規定(第六
条・第十五条)

第四章 雜則(第十五条・第二十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、公害対策基本法(昭和四十年法律第百三十二号)第二十二条第二項の規定に基づき、公害防止事業の範囲、事業者の負

担の対象となる費用の範囲、各事業者に負担させる額の算定その他公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては国の行政機関又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

第三条 事業者の負担総額及び事業者負担金

この法律において「事業者」とは、公害対策基本法第二条第一項に規定する公害をいう。この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために公害対策基本法第二十二条第一項の規定により事業者にその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいふ。工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実である地域の周辺の地域において実施される綠地その他の政令で定める施設の設置及び管理の事業又は汚でいその他の公害の原因となる物質がたいして実施されるしゆんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業。

(費用を負担させる事業者の範囲)

第三条 公害防止事業に要する費用を負担させることができる事業者は、当該公害防止事業に係る地域において当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、又は行なうことを確実と認められる事業者とする。

(事業者の負担総額)

第四条 公害防止事業につき事業者に負担させる費用の総額(以下「負担額」といふ。)は、公害防止事業に要する費用で政令で定めるもの(以下「公害防止事業費」という。)の額のうち、費用を負担させるすべての事業者の事業活動が当該

(費用負担計画)

第六条 施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

2 前項の費用負担計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 公害防止事業の種類

二 費用を負担させる事業者を定める基準

三 公害防止事業費の額

四 負担額及びその算定基準

五 前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項

3 前項第二号の費用を負担させる事業者を定め

することが妥当でないと認められるときは、同項の規定にかかるらず、同項の額からこれらの事情を勘案して妥当と認められる額を減じた額をもつて負担額とする。

3 公害防止事業が第二条第二項第四号に係る公害防止事業のうち当該公害防止事業に係る施設を事業者以外の者が利用し、かつ、事業者以外の者の利用の態様との均衡を考慮して第一項の額を負担総額とすることが妥当でないものとして政令で定めるものでは、同項の規定にかかるらず、同項の額から政令で定めるところにより算定する額を減じた額をもつて負担額とする。

4 下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業(工場又は事業場の周辺にある住宅の移転の事業その他の事業であつてその事業として政令で定める事業)

5 (○第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業)

3 前項第一号の施設の設置には、公害防止事業団が公害防止事業団法(昭和四十年法律第百五号)第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けを含むものとする。

4 この法律において「施行者」とは、国が公害防止事業を実施する場合にあつては國の行政機關又は地方公共団体の長、地方公共団体が公害防止事業を実施する場合にあつては当該地方公共団体の長をいう。

5 (○第一号から第三号までに掲げる事業に類するものとして政令で定める事業)

る基準は、工場又は事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模その他的事項により、事業者の範囲が明確で、かつ、妥当なものとなるよう定めるものとする。

4 第二項第三号及び第四号の公害防止事業費の額及び負担総額を定める場合において、これらのうちで当該公害防止事業に係る施設の管理に要する毎年度の費用（以下「管理費」という。）が含まれているときは、当該施設の設置に要する費用（以下「設置費」という。）と管理費とに区分するものとする。

5 施行者は、第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

第七条 施行者は、次の各号に掲げる事業につき前条第二項第四号の負担総額を定める場合において、第四条第二項の規定を適用して減すべき額を算定することが困難であると認められるときは、それぞれ当該各号に掲げる割合を同条第一項の額に乗じた額を基準として前条第二項第四号の負担総額とすることができるものとす

1 第二条第二項第一号に係る公害防止事業四分の一以上二分の一以下の割合

2 第二条第二項第二号に係る公害防止事業二分の一

3 第二条第二項第三号に係る公害防止事業上十分の十以下の割合

4 第二条第二項第五号に係る公害防止事業四分の三以下の割合

四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業のうち農用地の客土事業その他の政令で定めるもの（公害の原因となる物質が長期にわたつて蓄積された農用地に係るものに限る。）二分の一以上四分の三以下の割合

四 第二条第二項第五号に係る公害防止事業

（費用負担計画の変更）

第八条 施行者は、第六条第一項の費用負担計画を変更するときは、審議会の意見をきかなければならない。ただし、その変更が軽易である場合は、この限りでない。

2 第六条第五項の規定は、費用負担計画の変更（軽易な変更を除く。）について準用する。

（事業者負担金の額の決定及び通知）

第九条 施行者は、第六条第一項の規定により費用負担計画を定めたときは、次項に規定する者を除き、当該費用負担計画に基づき費用を負担させる各事業者及び事業者負担金の額（負担額が設置費と管理費とに区分されているときは、設置費に係る事業者負担金の額。以下この条において同じ。）を定めて、当該各事業者に対し、その者が納付すべき事業者負担金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

2 施行者は、第六条第二項第一号の費用を負担させる事業者を定める基準に該当する事業者で、同条第一項の規定により費用負担計画を定める際現に当該公害防止事業に係る区域に工場又は事業場が設置されていないものについての指定する期限までにその納付すべき金額を納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

3 第一条事業者負担金は、国（行政機関）である施行者が決定するものにあつては國、地方公共団体の長である施行者が決定するものにあつては當該地方公共団体の長が統括する地方公共団体の収入とする。

（強制徴収）

第十二条 事業者負担金を納付しない事業者があるときは、施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、施行者は、年十四・五バーセントの割合を乗じて計算した額をえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

3 第一条の規定による督促を受けた事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、施行者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する事業者負担金及び延滞金を徴収することができます。この場合における事業者負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、事業者負担金に先づるものとする。

（共同納付の場合の特例）

第十三条 施行者は、第六条第一項の規定により事業者負担金の額を変更する必要が生じたときは、事業者負担金の額を変更して、当該各事業者に対し、その者が納付すべき変更後の事業者負担金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

（報告の徴収等）

第十一条 費用負担計画を定めた場合において、当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部又は一部から当該各事業者が負担すべき額について納付の方法を明らかにして共同で納付する旨の申出があり、これを承認したときは、第九条第

一項及び第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十条第一項の規定にかかるわらず、当該各事業者に係る事業者負担金の額を定めて、各事業者に対し、その者が納付すべき当該管理費に係る事業者負担金の額及び納付すべき期限その他の必要な事項を通知しなければならない。

2 施行者は、前項の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の一部であるときは、事業者負担金の額の決定に準じて、当該申出に係る事業者が共同で負担すべき額を定めなければならない。

3 第一条の申出に係る事業者が当該公害防止事業の費用を負担させる事業者の全部である場合には当該負担総額、その一部である場合には前項の規定により定められた額を共同で納付したときは、当該事業者は、その事業者負担金を納付したものとみなす。

4 第九条第三項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二項の共同で負担すべき額の決定について準用する。

（施行者が定める事項）

第十四条 この章に規定するもののか、公害防止事業に要する費用の事業者負担に関する手続は、施行者が定める。

（第四章 雜則）

（公害防止事業費負担審議会の設置）

第十五条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、施行者である国の行政機関に、政令で定めるところにより、公害防止事業費負担審議会を置くことができる。

2 公害防止事業費負担審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

（中小企業者に対する配慮等）

第十六条 この法律に基づく中小企業者の費用負担に關しては、施行者が費用を負担させる事業者を定める基準及び負担総額の配分の基準の決定並びに事業者負担金の納付について適切な配慮をするほか、国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

昭和四十五年十一月十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

画又は事業者負担金の額を定めるため必要があると認めるときは、当該公害防止事業に係る地域において事業活動を行なう事業者に対し、その事業活動に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。

(公害防止事業団が設置する施設の譲受けの事業に関する特例)

第十八条 地方公共団体が実施する公害防止事業のうち、公害防止事業団が公害防止事業団法第十八条第四号の規定に基づき設置する施設の譲受けの事業で、あらかじめ当該地方公共団体が当該施設を譲り受けた契約を公害防止事業団と締結しているものについては、当該地方公共団体は、当該契約を締結した後は、第六条第一項の費用負担計画を定めることができるるものとし、当該施設の譲受けに要する費用に代えて、公害防止事業団が行なう当該施設の設置に要する費用を当該公害防止事業に要する費用とするものとする。

(港務局についてのこの法律の適用)

第十九条 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）第四条第一項の港務局は、この法律の適用については、地方公共団体とみなす。この場合において、次条第四号中「条例」とあるのは、「港務局についてのこの法律の適用」である。

(審議会)

第二十条 第六条第一項及び第八条第一項の審議会は、次のとおりとする。

一 施行者が国・行政機関である場合においては、公害防止事業費負担審議会

二 施行者が都道府県知事である場合においては、都道府県公害対策審議会

三 施行者が市町村長である場合においては、市町村公害対策審議会（市町村公害対策審議会が置かれていない市町村にあつては、条例

で定めるところにより置く審議会）

四 施行者が地方公共団体の長のうち都道府県知事及び市町村長以外の者である場合においては、当該地方公共団体が条例で定めるところにより置く審議会

(罰則)

第二十一条 第十七条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に実施する事業について適用する。

(治水特別会計法の一部改正)

2 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

(第四条第一項第四号中「又は砂防法第十六条」)

第一条第一項中「の排出」を「の排出等」に、「保護し、あわせて」を「保護するとともに、」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、^{○鉛}、弗化水素〇その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる物質（第一号に掲げるものを除く。）である。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

市町村公害対策審議会（市町村公害対策審議会が置かれていない市町村にあつては、条例

によつて国会法第八十三条により送付する。

ち、ばい煙を多量に発生する施設であつて「を施設でばい煙を発生し、及び排出されるもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

第二条第五項を次のように改める。

5 この法律において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

第二条第六項中「○人」の健康に有害な物質であつて「○人」の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で」に改める。

第三条から第五条までを次のように改める。

2 前項の排出基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙について、厚生省令、通商産業省令で定める。

3 条款の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物（以下単に「いおう酸化物」という。）にあつては第一号、同項第二号のばいじん（以下単に「ばいじん」という。）にあつては第二号、同項第三号に規定する物質（以下「有害物質」という。）にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

1 いおう酸化物に係るばい煙発生施設において

第二条第二項を削り、同条第三項中「施設のう

て発生し、排出口(ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ)から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、政令で定める地域の区分ごとに排出口の高さ(厚生省令、通商産業省令で定める方法により補正を加えたもの)をいふ。(以下同じ)に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質(次号の特定有害物質を除く。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

四 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で厚生大臣及び通商産業大臣が定めるもの(以下「特定有害物質」といふ。)に係るばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、施設集合地域(いおう酸化物、ばいじん又は特定有害物質に係るばい煙発生施設が集合して設置されている地域をいう。)の全部又は一部の区域における当該ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるこれらの物質により政令で定める限度をこえる大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、厚生省令、通商産業省令で、当該全部又は一部の区域を限り、その区域に新たに設置される当該ばい煙発生施設により排出基準が定められた場合にあつては、

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の規定によりいおう酸化物に係る排出基準を定め、又は第三項の規定により排出基準を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするとするときも、同様とする。

4 第二項(同項第三号を除く。)の規定は、前項の排出基準について準用する。

第四条 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定める基準に従い、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができ

る。

前項の規定による届出には、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量(以下「ばい煙量」といふ。)又はばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質(特定有害物質を除く。)の量(以下「ばい煙濃度」といふ。)及びばい煙の排出の方法その他の厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

第八条第一項を次のように改め、同条を第七条とする。

第一の施設がばい煙発生施設となつた際にそのままの施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつてばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第九条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項たゞ書を削り、同条第二項中「第七条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、「排出基準」の下に「(第三条第一項の排出基準(同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合には、その排出基準を含む。)をいふ。以下単に「排出基準」といふ。)を加え、「同項」を「前条第一項」に改め、同

2 前項の条例においては、あわせて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

3 都道府県が第一項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、厚生大臣及び通商産業大臣に通知しなければならない。

(排出基準に関する勧告)

第五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、大気汚染の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第一項の規定により排出基準を定め、又は同項の規定により定められた排出基準を変更すべきことを勧告することができる。

第六条を削り、第七条第一項中「ばい煙を」の下に、「大気中に」を加え、「指定地域内に」を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第六条とする。

に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加えます。

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙の排出の制限

第十三条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」といふ。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙発生施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

第二 前項の規定は、一の施設がばい煙発生施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙発生施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合は、その年に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるときを除く。)は、適用しない。ただし、その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるときを除く。は、この限りでない。

第十四条を次のように改める。

(改善命令等)

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出による人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の二条を加える。

同条第二項を次のように改め、同条を第六条とする。

第十三条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条中「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

ばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、厚生省令、通商産業省令で定める燃料の種類について、厚生大臣及び通商産業大臣が定める基準に従い、同項の政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

5 都道府県知事は、第三項の規定により燃料使用基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

第十七条を削り、第十八条の見出し中「特定有害物質」を「特定物質」に改め、同条第一項を次のように改める。

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場又は事業場に設置している者（以下「特定施設設置者」という。）は、特定施設につ

いて故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。

第十八条第二項中「当該特定有害物質排出者」を「当該特定施設設置者」に○改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の「一章を加える。

第二章の二 粉じん発生施設の規制

（粉じん発生施設の設置等の届出）

第十八条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん発生施設の種類

四 粉じん発生施設の構造

五 粉じん発生施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他の厚生省令、通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、当該粉じん発生施設に届け出なければならない。

（経過措置）

第十八条の二 一の施設が粉じん発生施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から三十日以内に、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、前条

第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（基準遵守義務）

第十八条の三 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設について、厚生省令、通商産業省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

第十八条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（準用）

第十九条の四 都道府県知事は、粉じん発生施設について、同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第十三条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第二十一条の見出し中「意見」を「要請等」に改め、同条中「都道府県知事は」の下に「前項の規定により要請する場合を除くほか」を加え、同条（見出し及び条名を除く。）を同条第二項とし、同条に第一項として次の「一項を加える。

都道府県知事は、前条の測定を行なつた場合において、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が総理府令、厚生省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第四章を次のよう改める。

（常時監視）

第二十二条 都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

（緊急時の措置等）

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に對し、その届出に係る計画を参照して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によつてはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に對し、その届出に係る計画を参照して、いおう酸化物に係るばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

4 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が激しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙に起因する場合にあっては、○厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを勧告し、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

（公表）

第二十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気の汚染の状況を公表しなければならない。

煙発生施設となつた日」とあるのは「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日」とす。

5 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

7 この法律の施行の際現に改正前の第十四条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされているばい煙発生施設については、改正後の第十三条第一項及び第十四条第一項の規定は、この法律の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの法律の施行の日から六ヶ月間の期間にあつては、一年間)のいすれか短い期間は、適用しない。

号外(号)

- 11 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年)
 - 10 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
 - (他)法律の一部改正)
 - 第一項中「確保する」を「確保し、あわせて公害の防止を図る」に改める。

法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

「第二章 特定工場等に関する規制」を削る。

第五条中「第二条第四項に規定するばい煙処理施設」を「第二条第三項に規定するばい煙処理施設若しくは同条第五項に規定する粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する粉じんを防止するための施設」に改める。

12 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のよう改める。

第一条中「確保する」を「確保し、あわせて公害の防止を図る」に改める。

い発生する騒音をいう。

「第二章 特定工場等に関する規制」を削る。

第三条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

第三条の次に次の章名を附する。

第二章 特定工場等に関する規制

第四条第一項中「騒音」を「特定工場等において発生する騒音」に改める。

第十四条第一項中「のうち、住居の環境が良好である区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他の特に騒音の防止を図る必要がある区域であつて、都道府県知事が主務大臣の定める基準に従い指定した区域」を削り、同条第四項を削る。

第十五条第一項中「前条第一項の規定により指定した区域」を「指定地域に改め、同項中「作業時間等の区分」の下に「並びに区域の区分」を加える。

第四章を次のように改める。

第四章 自動車騒音に係る許容限度等

(許容限度)

第十六条 運輸大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めなければならぬ。

第一項を加える。

この法律において「自動車騒音」とは、自動車調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第二条に次の二項を加える。

第一項により、産業の健全な発展との調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第一項を加える。

この法律において「自動車騒音」とは、自動車調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第二条に次の二項を加える。

第一項により、産業の健全な発展との調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第一項を加える。

この法律において「自動車騒音」とは、自動車調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第二条に次の二項を加える。

第一項により、産業の健全な発展との調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第一項を加える。

この法律において「自動車騒音」とは、自動車調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第一項を加える。

この法律において「自動車騒音」とは、自動車調和を図りつつをとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、に改める。

第十七条 都道府県知事は、第二十二条の二の測定を行なつた場合において、指定地域内における自動車騒音が総理府令、厚生省令で定める限度をこえていることにより道路の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法(昭和三十年法律第百五号)の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

第二十条第一項中「限度において」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第二十一条の見出しを「電気工作物及びガス工作物に係る取扱い」に改め、同条中「及び前条」を削り、同条に次の二項を加える。

第二十二条の見出しを「通商産業大臣は、第六条、第八条、第十条又は第十一条第三項の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらに規定による届出事項に該当する事項を当該特定施設の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

第二十三条の見出しを「都道府県知事は、第一項に規定する特定施設を設置する特定工場等において発生する騒音によりその特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれる」と認めるときは、通商産業大臣に対し、当該特定施設について、第九条又は第十二条の規定に相当する電気事業法又はガス事業法の規

定による措置をとるべきことを要請することができる。

4 通商産業大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(騒音の測定)

第二十二条 都道府県知事は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

第二十七条第二項中「第十四条第一項の規定により指定された区域」を「指定地域」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十号の二中「自動車排出ガス」の下に「及び自動車騒音」を加える。

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君 ただいま議題となりました公害対策基本法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、公害対策特別委員会における審議の経過と結果について御報告申上げます。

公害対策基本法の一部を改正する法律案の主たる内容は、第一に、本法の目的が健康で文化的な国民の生活を確保することにある点を明確にするとともに、経済の健全な発展との調和規定を削除したこと、第二に、公害の定義範囲を拡大して、土壤の汚染を加えたこと、第三に、廃棄物の処理について、事業者の責務を明確にしたこと、第四に、緑地の設置、河川港湾における汚泥のしんせん

次に、公害防止事業費事業者負担法案は、緩衝緑地の設置、河川港湾における汚泥のしんせん

つ、農用地の客土、特別公共下水道等を公共事業として行なう場合には、当該事業が施行される地域において、公害の原因となる事業活動を行なう事業主に対して所要の費用を負担させることとし、個々の事業者に配分する方法、費用負担を求める場合の諸手続、費用負担の対象となる中小企業者に対する必要な配慮等について定めたものであります。

次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、従来の指定地域制を廃して全国を漏れなく規制の対象地域とすること、排出基準について、都道府県が国に定める基準よりきびしい基準を設定すべきこととする、「大気汚染の著しい都市中心部等においては燃料の使用に関する規制措置を講ずること、有害物質及び紛じんについても排出規制を行なうこととする」と、大気汚染防止法の著しい都市中心部等においては燃料の使用に関する規制措置を講ずることとするなど主たる内容とすること等を内容とするものであります。

次に、騒音規制法の一部を改正する法律案は、騒音を規制する地域の範囲を拡大すること、及び新たに自動車騒音を規制の対象に加えること等を内容とするものであります。

次に、騒音規制法の一部を改正する法律案は、騒音を規制する地域の範囲を拡大すること、及び新たに自動車騒音を規制の対象に加えること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、今国会に提出されまし

た公害関係十四法律案について、地方行政、法務、社会労働、農林水産、商工、運輸、建設各委員会との連合審査会を開会し、内閣総理大臣並びに関係大臣の出席を求めて審査を行なった後、引き続き委員会における審査を進め、その間に四人の参考人から意見を聴取する等、慎重に審議いたしました。

質疑が行なわれましたおもなる点は、目的規定の改正に伴う環境基準改定の必要性、無過失賠償責任制度の法制化、地方公共団体に対する権限委譲に即応する財政上の措置、被害者救済措置の拡充、低硫黄原油の確保及び脱硫装置の設備の推進、自動車排気ガスの規制、航空機、新幹線鉄道の騒音対策等であります。詳しく述べては委員会会議録により御承知願います。

昭和四十五年十二月十八日 参議院会議録第七号

公害対策基本法の一部を改正する法律案外三件

かくて、質疑を終了したところ、日本共産党須藤君から、四法律案に対してもそれぞれ修正案が提出されました。

次いで、社会党杉原君、公明党内田君、民社党田淵君、共産党須藤君から、四党的討論があつた後、採決の結果、公害対策基本法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案についてはそれぞれ多数をもつて修正案を否決し、衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

次に、騒音規制法の一部を改正する法律案につ

いては、多數をもつて修正案を否決し、全会一致でこれをもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

なお、大気汚染防止法の一部を改正する法律案及び騒音規制法の一部を改正する法律案についても、衆議院送付案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(栗宗雄三君) 公害対策基本法の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。杉原一雄君。

〔杉原一雄君登壇、拍手〕

○杉原一雄君 私は日本社会党を代表して、ただいま提案されました公害対策基本法の一部を改正する法律案に反対の討論をいたします。

正する法律案に対し、討論の通告がござります。

順次発言を許します。杉原一雄君。

〔杉原一雄君登壇、拍手〕

○議長(栗宗雄三君) 公害対策基本法の一部を改

正する法律案に反対の討論をいたします。

間もなく一九七一年になります。七〇年代は環

境問題の世代であるとニクソンが公害教書の中で

国民に訴えています。私もそうだと思います。

議会上院本会議において、一月、ネルソン議員は、

「すべての国民が正当な環境を享受することがで

きるという奪うことのできない権利を認め、かつ

擁護するよう憲法を改正せよ」と迫ったそらであ

ります。そのアメリカにおいて、上下両院協議会

は、去る十六日、大気汚染防止法について、上

院、下院の見解の食い違いを調整し、一九七五年

一月一日までに自動車排気ガス中の有毒成分を現

在より九〇%減らし、無公害車をつくらなければ

ならないとの厳重な規定を承認、決定したと伝えられています。しかも、その無公害車

規定の草案者は、七二年大統領選挙の際、ニクソンと戦う有力なる対立候補、民主党のマスキ議員であるところに、すぐれてすばらしいアメリカ

の公害に対決する姿勢を読みとることができるのであります。

一方わが国では、佐藤総理が繰り返し「福祉な

くして成長なし」と言い、各法案から經濟との調和条項を削除したことを訴えてまいりました。だ

がしかし、その訴えも、國民には実にむなしい、うつろな響きしか与えなかつたようであります。

それは各法案について検討してみると、きわめて

大切な点がところどころ骨抜きになつているから

であります。朝日は、十二月八日の社説で、次の

よろに訴えています。「ここでわれわれは、政治と企業に、改めて公害問題の原点に立返ることを望みたい。原爆問題で広島、長崎の惨状の原点が

強調されるようだ。——その原点の第一は、患者・家族の窮状である。第二点は、公害被害者

は、戦後の技術革新、高度経済成長の犠牲者である

ということである。往年の軍事大国が兵士のかばねの上をばく進したように、戦後の経済大国は公

害といふ名の人柱の上をばく進している。とすれば、その人柱には最大のつぐないがされて当然で

はないのか。」そして最後の結びで、「廢敗した社会には、多くの法律がある」ということばがあつた。公害関係法の整備も大切だが、つぐないの良い

心がなければならない法も死ぬ。そして国際社会の笑い物になるだけである」と論じ、われわれに

痛烈な批判と要求をしてくる。私は國民の悲痛な

願望と、アメリカの教訓、朝日社説などの警告を

大切にして法案審議に参加してまいりました。

四日、五日の衆議院の連合審査を傍聴し、がつかりして帰つた富山の小松みよさん、約四十年イ

タイタイ病と戦い、夫婦の生活を絶え、病氣と貧乏と戦い、身長約三十七センチ縮小した不自由な身体を東京に運び、むなしい思いで帰郷された

と伝えられているのであります。そしてまた、去る十一月十二日、公害都市川崎、年平均亜硫酸ガスが国がきめた環境基準〇・〇五PPMをこえる〇・〇七PPMの汚染都市川崎、その川崎市で二十七歳の若い主婦が公害病の気管支ぜんそくで死んだのであります。死んだ主婦は親戚などから、「どうだ、引っ越したらよいのではないか」とすめられたのに対し、「やつと公害病と認定された医療費をもらっているのが、川崎から引っ越したらふいになってしまう」と拒否し続けて死んでしまったといふことであります。川崎市では、この一月から、公害病と認定された者には医療費はただ、症状によつては月二千円ないし四千円の医療手当を支給しているのであります。ただし、公害病認定地域から転居すれば認定が取り消され、医療費は自己負担となる。所得の低い人々にとっては耐えがたいことであります。病と貧乏の二重の苦しみに苦しんでいる階層の実態を如実に示しているのであります。イタイイタイ病、公害病認定患者九十八名、その他水俣病患者、四日市ぜんそくの患者やその遺族に對し、医療費はもとより生活費に対し十分のめんどうを見ることができぬといふ冷たい政府答弁を繰り返し、委員会で耳にしたことは實に遺憾きわまりないことであります。原点を忘却した公害論議は實に空虚であります。

しかもなお、その原点から再出発するならば、まず第一に、公害排除には環境権の確立こそ重要かつ欠くことのできぬことは、ネルソン議員のことを待つまでもないでしよう。何人も憲法二十一条の生存権に基づいて、よい環境を享受し、環境をよこすものを排除する基本的権利がありま

り、もともと企業が、ときには自衛隊といふ名の国家機関が、その環境を一方的によこす権利はない、断じてない。環境権の確立が認知されるならば、地域住民はだれでも妨害排除の請求権を持ちます。同時に、公害発生そのものととめる差しと

め請求の根拠になります。國や自治体が法令で規定して公害を規制する根拠ともなります。そして公害発生源側に故意や過失がなくとも、環境が侵害されればこれを排除できます。無過失責任主義の根拠となるのであります。だから、各法案のバックボーンとして環境権の確立を原点とし、無過失賠償責任制度の採用が大前提であります。これが骨であります。その骨が抜けてるのであります。環境権の確立、無過失賠償責任制度の確立が認知されるならば、防止事業費の負担は、三分の一だの四分の三だのといふ議論の余地は全くないであります。たとえば建築現場で上から鉄骨が落ち、通行人がそれに當たって死亡した場合には、建築業者が死んだ人に對し補償責任があるのは当然であります。石油精製業者が亜硫酸ガスをまき散らして、一般市民の健康を奪つたりした場合に、弁償、賠償費用をどうして第三者機関が負担する必要がありましようか。とりわけ資本家、企業家のモラルの墮落してきてる今日、われわれ政治家はもつとしっかりと腹帶を締めるべきだと思うのであります。

私は十一月二十一日、富山地方裁判所法廷に立ち、二年八ヶ月にわたるイタイイタイ病裁判を傍聴しました。鑑定申請却下、事實上結審になるであります。ちょうど期待していた瞬間、被告三井金属は、昭和四十三年五月八日、時の園田厚生大臣が、イタイイタイ病は神岡鉱山から神流川に流れ出した方ドミウムが原因であり、公害病であると認定したことに対し、せせら笑い、原告がこの政府決定を鬼の首でも取つたように言いふらしているが、全くナンセンスであると言ふのである。これが今日の資本主義の本質であり論理であります。

去る十一月三十日、労働省の公害総点検の結果の発表によると、有毒物質たれ流し七五%、全国一万三千六百六十五工場の中で、特に千九百四十五工場に警告を發したと報じられているシアン、クローム、カドミウム、そして鉛、日本列島は侵害されつつあります。一月十六日現在、交通事故死一万六千名突破が記録されている。スマッグ迫使公害問題の深刻化しているのは、企業に公害防止についての自覚が足りないからであります。このような企業に社会的責任を果たさせるため、しっかりした歯どめが必要であります。しかし、近年におけるわが國經濟の急速な高度成長は、國民生活を豊かにしましたが、反面、近代的な重化学工業の大型化、エネルギー源としての重油消費量の増大、人口の都市集中等により、公害現象は、ますます複雑激化の度を加え、さらに、自動車排出ガスによる鉛汚染、カドミウム等重金属による汚染、産業廃棄物による公害等が人の健康や生活環境の保全に重大な影響を与えるに至つております。

また、公害問題は、わが國の國內問題であるにとどまらず、國際的にも重大な課題となつてきています。一九七二年には、公害が國連の議題として取り上げられることが明らかになっており、日本においても公害に関する協力が要請されています。このよくな、わが國公害の現状と問題が世界的な関心事となつてきておる今日、政府は、緊急に臨時国会を召集して、公害対策基本法をはじめ、公害関係法規の改正、制定をはかるうとすることは、公害問題に直面し、これが早急な解決を心から期待している國民に対し、その負託にこたえる道であり、最も時宜を得た方法であると信ずる所以であります。

今回の公害対策基本法の一部を改正する法律案は、その目的を全面的に改正し、憲法にいう国民の健康で文化的な生活を確保する上において公害の防止がきわめて重要であることを明確にし、また、從来やむすればいろいろと問題となつた経済の健全な發展との調和規定を削除したことは、公害防止に關し福祉優先の理念を明らかにしたもののとして高く評価されるべきであります。

さらに、土壤の汚染、水の状態の悪化等も新たに公害とする。廃棄物の適正な処理、緑地の保全その他自然環境の保護等に関する規定を新たに設けまして、公害防止に対する積極的な姿勢を明確

にすることともに、公害防止の実効を期しており、いたずらに、基本法のこのたびの改正にあわせて、必要な関係諸法規の改正、制定をはかることは、わが国の公害防止の諸施策を飛躍的に強化することとなり、今後の公害防止技術の研究、開発等と相まって、国民の健康の保護に重要な役割りを果たすこととが十分期待できると思うのであります。

最後に、政府においては、公害関係法の施行に際して、必要な財政的措置をはじめ、適切な行政措置を十分講じ、公害防止の成果を一そらあげられんことを切に要望いたしまして、私の賛成討論いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 宮崎正義君。
 [宮崎正義君登壇、拍手]
 ○宮崎正義君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました政府提出の公害対策基本法の一部を改正する法律案について反対の討論を行なうものであります。

公害国会といわれた本国会において、政府は、政治本来の目的である国民福祉とその原点である国民の生命を尊重するという立場から公害に対する認識を明瞭にすべきであります。しかるに、政府は、公明党をはじめ野党の要請とするところの環境保全基本法を無視し、基本法及び公害罪法等の重要な法案に関しては、一切修正は認めないといたずらに、公害対策基本法の一部を改正する法案に対し、公明党の反対する理由を申述べます。

まず第一に、公害に対する政府の基本姿勢を示すともいべき公害対策基本法の理念についてであります。本来、公害対策の基本は、人間、生命の尊重という最重点の見地から自然の循環作用を

正常化し、生命の保全という指標がなくてはならないのは当然であります。したがつて、国民は、「経済との調和」の条項を削除し、人間の健康と生じて、國民の健康の保護に重要な役割りを果たすことが十分期待できると思うのであります。

最後に、政府においては、公害関係法の施行に際して、必要な財政的措置をはじめ、適切な行政措置を十分講じ、公害防止の成果を一そらあげられんことを切に要望いたしまして、私の賛成討論いたします。(拍手)

最後に、政府においては、公害関係法の施行に際して、必要な財政的措置をはじめ、適切な行政措置を十分講じ、公害防止の成果を一そらあげられんことを切に要望いたしましたが、わたしたちが、政府は健康最優先を明記することを完全に避けてしまったのであります。すなわち、本改正案は単なる部分改正にとどまり、環境保全への配慮が全く無視されてしまっております。また、被害者

であると言わざるを得ません。今後のあらゆる公害消除政策の根本となるこの基本法の姿勢がこのようにも不明確なものであることは、國民の要望を大きく裏切つたと言わなければなりません。

次に、今回の改正にあたり、野党の要求を無視し、食品公害並びに日照障害に関する問題には何ら触れていないのであります。まず、食品公害について考えるときに、食品は、生命的保持、健康の増進に欠かすことのできない基本的なものであります。ところが、現実には、食品公害により、かえって健康増進を阻害し、生命を危険に追いやっているのであります。そして、国民は、有害食品のほんらんの中で選択するべく知らない現状であります。また、日照障害についても早急なる規制が必要なことは時代の要請であり、都市の近代化に伴い、建築物は高層化の一途をたどっており、それに、日に日に太陽を奪われ、健康をむしばまれております。また、不安なる毎日を過ごしている人々が増大し、苦情が絶えない現状であります。

このようないまもない地方への権限委譲の精神は、今回提出されたどの法案にも如実にこの実態をあらわしております。大気汚染防止法を例に

「法令に違反しない限り」とされている点であります。このようないまもない地方への権限委譲の精神は、公害対策が、あくまで「国の施策に準じ」または「公害に苦しみ、死んでいく人が今後もあとを絶たないことは明白であります。人間尊重を最優先する公害対策に基づき、無過失責任制度の立法化を早急にすべきであると強く訴えるものであります。

第四に、地方への権限委譲について、基本法第五条及び第十八条规定において、地方公共団体の施策と責務が、あくまで「国の施策に準じ」または「法令に違反しない限り」とされている点であります。このようないまもない地方への権限委譲の精神は、今回提出されたどの法案にも如実にこの実態をあらわしております。大気汚染防止法を例にとつてみても、大気汚染の七〇%を占めるといわれれる硫酸化物の汚染についても、一切地方公共団体の上のせを否定するものとなつております。

それに対して、政府は、低硫黄石油の不足、技術

被対に対する損害賠償のことであります。現在、こ

れのための法律は民法の損害賠償の規定しかなく、その上、民法では、因果関係、過失、違法性のすべて

を被害者が立証しなければならないことになつてお

ります。力の弱い被害者が力の強い企業に立ち

向かうことが非常に困難であるところとは、い

たゞ

い

な

い

も増大しております。このような実情にかかわらず、政府は、そのエネルギー政策の上から排出規制、また、環境基準を設定し、その権限委譲については、地方の上のせはできないというワクをはめ込んだことについて、国民は大いに不満であると断言するものであります。

第五に、公害行政の不可欠の問題である被害者の救済対策が、何ら今国会において改善されていないといふ点であります。厚生大臣は、現行の制度は不十分であります。しかし、政府の言と再三説明しているようですが、政府の言ふべきことは、いつまでを言うのでしょうか。ま

た、イタイタイ病、水俣病、川崎ぜんそく、四日市ぜんそく等々の被害者の悲惨な実情に対する現行の救済制度はあまりにも粗末過ぎます。たとえば、通院患者に対する医療費二千円、入院患者には四千円程度の金額で、一体どれだけの治療がかかるといふのでしょうか。また、規定の通院八回に一回不足したため、二千円の医療補助がも

らえなかつたと訴えていました。さらに、介護手当最高一万円といふ規定は、この物価高、人手不足の時世にだれが来てくれるでありますよろか。現在、川崎市だけでも、認定されていない患者が九千人もいると推定されています。また、公害病による生活補助の確立がされていない現在、患者の八割が生活難を訴えているではありませんか。このようないい被害者の救済なくしては公害対策も無にひとしいと思います。政府は、公害被害者の救済対策を早急に樹立し、改善すべきことを強く要請いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 中沢伊登子君。
 [中沢伊登子君登壇、拍手]
 ○中沢伊登子君 私は、民社党を代表して、たゞいま議題になつております政府提出の公害対策基

本法には環境基準があつても、あくまで達成目標にすぎず、しかも、実効ある立地規制のない今日、川崎地区の例をとつても、重油消費量は、四十三年度を一〇〇とするならば四十四年度は一三五とふえており、年々増加の一途をたどっております。そして、それに比例して亜硫酸ガス

本法の一部を改正する法律案に反対の意向を表明いたします。

申しますでもなく、今日、わが国の公害の実態は、すでに二百名をこえる死者を出しているほか、大気汚染によるぜんそく、あるいはイタイイタイ病など、多数の公害病患者を続発させております。このほかにも、いまだ公害病とは認定されおりませんが、明らかに公害に原因する患者が数万にも達していることは御承知のとおりでございます。こうした状況下に、国民の切望するものは何であるかといいますならば、それは、人間の生存に欠くことのできない自然の環境を破壊してまで企業利益の横行を許してきた政府の基本姿勢の転換であったと思ふのでござります。しかしに、政府は、これほど明白になつてゐる自然環境保全の必要性を無視して、公害対策に取り組もうとしております。これは重大な認識の誤りでありまして、必ずや現在及び将来の国民にきびしく批判されるであります。私が本法案に反対する理由の第一も、実はこうした環境保全の理念が除外した政府の態度であります。

第二の反対の理由は、公害発生の現場に最も近づく、住民の安全、健康、福祉の確保を主要な任務とする地方公共団体に対する権限の委譲が不徹底となつてゐる点にあります。おそらく政府は、基本法以外の各種関連法において、地方への権限委譲は具体化されたと強弁されるであります。が、しかし、政府の基本姿勢の中に地方重視の考え方があるならば、関連諸法の源をなす基本法において、明瞭かつ具体的に都道府県及び市町村のそれらを規定すべきではなかつたかと思ひます。この点、政府の猛省を促してやみません。

第三に反対する理由は、いささか地方公共団体の費用、あるいは公害対策にもつぱら從事する専門職員の養成確保等に要する費用に対する国財政援助措置が不明確だということにあります。少くとも、公害に対処する基礎であります基本法の第二十三条を大幅に改正し、地方公共団体に対する政府の財政援助措置を必ず行なわなければならぬよう明記すべきではありませんか。公害から住民を守るという具体的な任務を負う地方公共団体に対する財政措置が欠ける公害対策は、およそナンセンスであります。

第四に反対する理由は、今日企業活動がこのように活発に展開されている現在、そのことに原因して多くの国民が受けている生命、身体、財産上の損害はばかり知れないものがあるのですから、当然事業者の無過失損害賠償責任制度を確立しなければならないと考えます。ところが、今回一連の公害法案のどこにも、一言半句さえその規定はないであります。おそらく、現在公害によつて被害をこうむり裁判で係争中の人々をはじめ、多くの弱い立場に立たれてゐる国民は、このことについてかたずけをのんで見守つていていたに違ひありません。しかし、政府はついに立法の困難性を理由に、その意思さえないと想わせる発言に後退してきましたことはまことに遺憾であります。国民の期待を大きく裏切るものと言わなければなりません。

最後に、私は政府に対し、さきに衆議院における公害犯罪の処罰に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 次に、騒音規制法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 次に、騒音規制法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年十二月十日 衆議院議長 船田 中

中

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

第一条 この法律は、事業活動に伴つて人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

（故意犯）

第二条 工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質（身体に蓄積した場合に同様）を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

（過失犯）

第三条 業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和四十五年十二月十八日 参議院会議録第七号 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案

一五四

る原料を用い、どのような製造過程を経て何をどうだけ排出するかは当初より計算されているはずです。この場合、企業の責任者は当然事業主であつて、工場長以下ではあります。また通常、公害をもたらす薬物、毒物は、長期にわたり体内に蓄積し、おもむろに症状があらわれる場合が多く、それだけに危険の発生についての因果関係の立証も複雑かつ困難な場合を想定しなければならないのであります。はたして限定された形式的な推定規定をもつて実効をあけることが可能かどうか、わずか七条にすぎない本法律案について検討した限りでは、いずれもはなはだ心もとないであります。要するに、この法律案では、善良なる第三者が生命または身体の危険を公害からあらかじめ守るのに役立つようにはなつておりません。実際の運用は、現実に公害の被害者、犠牲者を生じ、その被害者が不幸にして生命または身体に危険を生じてから、初めて企業の責任が追及され、条文がもの言うようにになります。されど、これではどうぼうつかまえてから手錠となるをさがしに行く仕組みによく似ております。本法は手続上からも実効のない法になることを参考人は述べておられますし、審議の経過における政府側の答弁でそのことは裏打ちをされております。ただし、ざる法と言つても、引つかかるものないワクだけのざるで、これではドジョウするのも役立たないのであります。法律は役に立たなくとも、あればよいといふものではあります。公害といふ明白な結果に対して企業は責任を回避すべきではなく、法は抜け道を与えてはならないのであります。有機水銀中毒、カドミウムあるいは食品公害、薬品公害等々による取り返しのつかない悲惨な犠牲者の存在をわれわれは忘れてはならないと同時に、今後において、国が同じ失敗を繰り返さないためにも、無過失責任の立法化を急ぎ、実効のない本法のよろづ法律は勇断をもつて修正をすべきであります。

本法律案の審議にあたり、政府は必ずから法の

れだけを認めております。ないよりはあつたほうがましという考え方かと思われます。しかし、ぬるま湯のようなふるに入つてかぜを引くよりは入らないほうがはるかにましであるということを申し添えまして、反対の討論を終わります。(拍手)

○副議長(安井謙君) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案について、反対の討論を行なうものであります。

政府の高度経済成長政策は、公害防止に対する企業責任を放置し、自然環境、生活環境の破壊をもたらし、いまや公害列島といわれる深刻なる事態を招き来せしめたのであります。現在、わが国の公害は、諸外国でいわれるところの環境汚染とは本質的に異なり、人間の生命、健康までを奪い取るという状態に立ち至つているのであります。すなわち水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく等は、その典型であります。これらわが国の公害は、企業第一主義の政策が生んだ社会的犯罪であります。

以下、私は、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案に對し、反対の理由を述べます。

第一には、本法律案において、「おそれ」の表現削除であります。法務省の原案に「おそれ」を入れていたのは、あくまでも公害の事前防止、国民の健康第一の立場に立つたものであり、国民は大いなる期待を寄せていたのであります。この「おそれ」を削除したことは、公害の事前予防効果はなくなり、犯罪の捜査、検挙が後手になり、処罰の範囲が一段と狭くなってしまい、公害が起きてから的事後処理的な法律になってしまったことになります。連合審査会及び委員会の審議を通して明らかにされたところであります。本法律案の提案理由におきましても、「新たに特別の処罰規定等を設けることにより、現下特に問題とされている人の健康にかかる公害の防止に資するため」とあります。

不備を認めております。ないよりはあつたほうがましという考え方かと思われます。しかし、ぬるま湯のようなふるに入つてかぜを引くよりは入らないほうがはるかにましであるということを申し添えまして、反対の討論を終わります。(拍手)

(拍手)

が、提案理由で述べてある公害防止から大幅に後退しているのであります。現行刑法の中でも、上水道への毒物混入を処罰する規定があり、人の生命自体に具体的な危険が生じなくても、毒物を混入しただけで処罰の対象になるのであります。したがつて、具体的な危険犯だけでなく、抽象的危険犯でも処罰の対象にすることは可能であり、それをしなかつたことは国民の期待を裏切ったといわねばなりません。法務省原案では「おそれ」の表現が当初入つており、法制審議会に諮問したときも、なお「おそれ」の表現は原案のままでいいと答申されていたのであります。その後、法務大臣の個人的責任で削り取つたといふのであります。財界と政府与党が結託したという疑惑を何として申されていましたのであります。その後、法務大臣の個人的責任で削り取つたといふのであります。財界の圧力が激しくなつたときだけに、国民は財界と政府与党が結託したといふ疑惑を何として申されていましたのであります。その後、法務大臣の個人的責任で削り取つたといふのであります。佐藤総理は、財界の圧力は受けていません。与党である自民党の意見をくんで改めて何が悪いかとそのように述べ、一方、法務大臣は、だれの圧力でもなく、自分個人の責任で削除したと答弁しているのであります。このように総理大臣と法務大臣との答弁にも食い違いが見られ、国民を納得させるだけの明確さを欠いているのであります。公聴会を開き、専門家の意見を聞きながらも、その意見を尊重することなく、「おそれ」を復活せよとのわれわれの修正案に対し一顧だにしないその姿勢は、もはや国民を愚弄したものと言わねばならないのです。最近問題となりましたすず入りかんジースト死亡、一万二千余人の幼ない中毒患者が発生しております。またカネミ油症中毒事件は八人の死亡者、約千人余りの患者を出しているのであります。森永ドライミルク中毒事件は百三十人が死亡、一万二千余人の幼ない中毒患者が発生しております。最近問題となりましたすず入りかんジーストを例にとってみますと、人間の生命が危険にさらされているのであります。で、あるならば、食品药品公害も適用の対象とすべきは当然であったのであります。

第三に、構成要件のうち「人の健康を害する物質」を大気汚染、水質汚濁に限定している点であります。私は食品公害も含むべきであると思うのであります。最近われわれが日常生活の中で使っている食品の中には、人間の命をむしばむ危険な物質が多種多様に入つてゐるものがあり、それらによる犠牲者の数は驚くべきものがあります。森永ドライミルク中毒事件は百三十人が死亡、一万二千余人の幼ない中毒患者が発生しております。またカネミ油症中毒事件は八人の死亡者、約千人余りの患者を出しているのであります。森永ドライミルク中毒事件は百三十人が死亡、一万二千余人の幼ない中毒患者が発生しております。最近問題となりましたすず入りかんジーストを例にとってみますと、人間の生命が危険にさらされているのであります。で、あるならば、食品药品公害も適用の対象とすべきは当然であったのであります。

以上申し述べたとおり、国会審議の過程で「おそれ」の表現の削除、司法権発動の著しい後退であります。直罰規定があるから削除したという理由は、直罰に伴なり取り締まり体制について何らの手当てをなし得てないことからかんがみて、「おそれ」削除の理由になり得ないところであります。さらに、食品公害を加えるべきであるとするわれわれの主張も、刑法改正、刑事法特別部会での第一次に食品等も処罰の対象になつていたことを考へれば、なお、緊急性が痛感されるのであります。これらを放棄し、国民の健康最優先の国民の願いは大きく打ち碎かれ、依然として経済優先の姿勢を根本的に変えることができなかつた本法律に反対の意を表明し、私の討論を終わります。

○副議長(安井謙君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(安井謙君) 日程第一、下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

下水道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十五年十二月十日

衆議院議長 舟田 中
(小字及び一は衆議院修正)

參議院議長 重宗 雄三殿

下水道法の一部を改正する法律案

下水道法の一部を改正する法律

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 公共下水道(第三条 第二十五条)」を「第二章 流域別下水道(第三条 第二十五条)」を「第二章 公共下水道(第三条 第二十五条)」を「第二章の二 流域別下水道(第三条 第二十五条)」と改める。

第一条の二 都道府県は、公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準(以下「水質環境基準」という。)が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域を定めなければならない。

ことに、下水道の整備に関する総合的な基本計画(以下「流域別下水道整備総合計画」という。)を定めなければならない。

第六条第一項第一号中「予定排水区域」を「予定処理区域」に改め、同項第一号中「終末処理場を設ける場合には、その配置」を「終末処理場の配置」に、「並びに予定処理区域」を「又は流域下水道と接続する位置」に改める。

第六条第一号中「水質」の下に「水温その他の水の状態を含む。以下同じ。」を加え、同条第四号

省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 下水道の整備に関する基本方針

二 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項

三 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項

四 第二号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項

五 当該地域における汚水の量及び水質の見通しが定められている場合には、これに適合していること。

六 「放流水」を「公共下水道からの放流水」として、流域下水道に接続する公共下水道(以下「流域下水道」という。)に係るものについては、流域下水道の事業計画に適合していること。

第七条第一項中「開始しよろとする場合」の下に「又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合」を加える。

第八条中「放流水」を「公共下水道からの放流水」に改める。

第九条第二項中「開始しよろとする場合」の下に「又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合」を加える。

第十一条の二 構造して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

(水洗便所への改造義務等)

第十二条の三 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

第二建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

官報(号外)

3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命じることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造成していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。

5 公共下水道管理者は、前二項の規定により命令をしようとするときは、「あらかじめ、当該命令をしようとする者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に關し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

7 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

第十二条第一項中「公共下水道管理者は、」の下に「継続して」を加え、「排除し、継続して」を「排除して」に改め、「流域下水道」を加え、同項第二号中「放流水」を「公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」といいう。)に改め、「第八条」の下に「(第二十一条の十において準用する場合を含む)次項、第十三条第一項及び第三十七条の二第一項において同じ。」を加え、同条第二項中「公共下水道の機能」を「公共下水道若しくは流域下水道の機能」に、「放流水」を

「公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(水質の測定義務等)

第十二条の二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるものは、建設省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第十三条第一項を次のように改める。

公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、除害施設その他の物件を検査させることができ。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

第十三条に次の二項を加える。

(管理)

第二十五条の二 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

(事業計画の認可)

第二十五条の三 前条の規定により流域下水道を管理する者(以下「流域下水道管理者」という。)は、流域下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条の五 建設大臣は、第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

二 流域下水道の構造が第二十五条の十において準用する第七条の技術上の基準に適合していること。

三 流域下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

四 当該地域に開し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

五 当該地域に開し都市計画法第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、流域下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の四 前条第一項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

1. 公共下水道管理者は、汚水まき及び終末処理場から生じた汚い等のない種類については、有毒物質の排放を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

2. 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

3. 第二十二条の二 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定め、同条に次の二項を加える。

2. 公共下水道管理者は、汚水まき及び終末処理場から生じた汚い等のない種類については、有毒物質の排放を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

4. 前項の事業計画の記載方法その他その他その記載に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(認可基準)

第二十五条の五 建設大臣は、第二十五条の三第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。

1. 流域下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。

2. 流域下水道の構造が第二十五条の十において準用する第七条の技術上の基準に適合していること。

3. 流域下水道の予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。

4. 当該地域に開し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。

5. 当該地域に開し都市計画法第二章の規定により都市計画が定められている場合又は同法第五十九条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、流域下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(供用開始の通知等)

第二十五条の六 流域下水道管理者は、流域下水道の供用を開始しようとするとき、又は終末処理場により下水の処理を開始しようとするときは、あらかじめ、供用又は処理を開始すべき年月日その他建設省令で定める事項を当該流域下水道に係る流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(使用制限)

第二十五条の七 流域下水道管理者は、流域下水道にに関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、流域下水道の全部又は一部を指定してその施設の使用を一時制限することができる。

流域下水道管理者は、前項の規定により流域下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする施設及び期間並びに時間制限をする場合にあつてはその時間をあらかじめ流域関連公共下水道の管理者に通知しなければならない。

(原因調査の要請等)

第二十五条の八 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水が、著しく当該流域下水道の施設の機能を妨げ、若しくは当該流域下水道の施設を損傷するおそれがある場合は当該流域下水道からの放流水の水質を第二十五条の十において準用する第八条の技術上の基準に適合させることを著しく困難にある場合は当該流域下水道の管理者に対し、期限を定めて、その原因を調査し、調査の結果を報告するよう求めることができる。

流域下水道管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認めるときは、当該流域関連公共下水道の管理者に対し、第十二条第一項の条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めることができる。(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の九 流域下水道管理者は、流域関連公共下水道を接続する場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設ける場合その他政令で定める場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(準用規定)

第二十五条の十 第七条、第八条、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「流域下水道」と、第十五条から第十八条まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条中「公共下水道管理者」と、第二十三条まで、「流域下水道台帳」とあるのは「流域下水道台帳」と読み替えるものとする。

第四章中第三十二条の前に次の二条を加える。
(市町村の負担金)

第三十二条の二 第三条第二項又は第二十五条の一第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができること。

第三十二条の三 第二項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第二項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第三十二条第一項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同項第一項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同項第一項中「この法律又は」を「この法律又は建設大臣」を加え、同項第一項中「厚生大臣」の下に「又は建設大臣」を加え、同項第一項中「厚生大臣」の下に「又は建設大臣」を、第二十二条第二項の下に「又は建設大臣」を、「第二十二条第二項」の下に「(第二十五条の十において準用する場合を含む。)」を、「公共下水道管理者」を加え、同項第一項中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を加え、同項第一項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第三十二条の二の規定を除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

第四十二条中「この法律」を「この法律の規定(第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第三十二条の二の規定を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

第二項の規定にかかるわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

第四十三条中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第四十五条第一項中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加え、同項第二項中「公共下水道」の下に「流域下水道」を、「妨害した者は、」の下に「(年以下の懲役又は)」を加える。

第四十六条を削り、第四十七条中「公共下水道」を加え、同項第二項中「公共下水道」の下に「流域下水道」を、「違反した者は、」の下に「(年以下の懲役又は)」を加え、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

改める。

第三十五条の見出し中「公共下水道」の下に「流域下水道管理者」を加え、「行い」を「行ない」に、「行わせる」を「行なわせる」に、「行う」を「行ならう」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同条第五項及び第七項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第三十九条第一項中「終末処理場の維持管理以外の事項に關し」を削り、「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、同条第二項中「公共下水道管理者」の下に「又は流域下水道管理者」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、公共下水道を使用する者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に關し必要な報告を徴することができる。

「行なわなければならぬ」に改め、同条第四項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加え、「行い」を「行ない」に、「行わせる」を「行なわせる」に、「行う」を「行ならう」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同条第五項及び第七項中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

第四十七条 第三十二条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第二条中「前二条」を「前四条」に改め、同条を第五十条とし、第四十七条の次に次の二条を加える。

第四十九条 第二条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の記録をした者

三 第十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第三十九条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の下水道法(以下「旧法」という)、第四条第一項の認可を受けて設置した、又は設置中の公共下水道は、その事業計画において終末処理場を設けることとしているものであつても、この法律の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の下水道法(以下「新法」といふ)の適用については、新法の規定による公共下水道とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法の規定による流域下水道に該当する下水道を管理する都道府県は、遅滞なく、新法第二十五条の四第一項

各号に掲げる事項を定めた事業計画を定め、建設大臣に届け出なければならない。

二十五条の五に規定する基準に適合している場合においては、当該届出に係る事業計画は、新法第二十五条の三第一項の認可を受けた事業計画とみなす。

四 この法律の施行の際現に処理区域内に存する建築物の所有者に対する新法第十二条の三第一項の規定の適用については、同項中「当該処理区域についての第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日」とあるのは、「下水道法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第六号)」とあるのは、「下水道法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第六号)」とする。

五 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 附則第二条の規定による公共下水道に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同条に規定する期間の経過後も、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正) 第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

七 附則第六条の五に次の一号を加える。

八 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条から第二十条まで(第二十五条の十において第十八条を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、工事負担金及び使用料

(建設省設置法の一部改正)

九 第七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

一〇 大和寺一君 登壇、拍手

○大和寺一君 ただいま議題となりました下水道法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

十一 本改正案の概要は、第一に、下水道法の目的に、公共用水域の水質の保全に資する旨を加えたこと、第二に、流域下水道に関する規定を新たに整備するとともに、公共下水道は、終末処理場を有するか、または、流域下水道に接続することを要件としたこと、第三に、公害対策基本法に基づいて定められた水質の汚濁にかかる環境基準を達成するため、都道府県は、流域別下水道整備総合計画を策定しなければならないものとしたこ

第三十一条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、「や同条第五号」に規定する終末処理場を有するものを削り、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改める。

(土地收回法の一部改正)

九条 土地收回法(昭和二十六年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

一〇 第三条第十八号中「公共下水道」の下に「流域下水道」を加える。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)

一一 第十条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

一二 第二条第三項第六号中「公共下水道管理者」の下に「流域下水道管理者」を加える。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

一三 第十一条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

一四 第二条第一項中「及び同条第四号」を「同条第四号に規定する流域下水道及び同条第五号」に改める。

(大和寺一君登壇、拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

一五 本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

一六 「賛成者起立」

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

一七 「審査報告書は都合により追録に掲載」

○副議長(安井謙君) 日程第二、海洋汚染防止法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長温水三郎君。

一八 「審査報告書は都合により追録に掲載」

一九 海洋汚染防止法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和四十五年十二月十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

記録等に関する規定を設けたこと、第五に、処理区内におけるくみ取り便所を三年以内に水洗便所に改造することを義務づけたこと等であります。

本委員会は、公害対策特別委員会と連合審査会を開く等、慎重な審査を行ないましたが、質疑の拡大、補助率の引き上げ、受益者負担金制度等であります。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、各党の共同提案にかかる質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しても、各党の共同提案にかかる質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しても、各党の共同提案にかかる質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

における油の排出その他油の取扱いに関する作業で運輸省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、運輸省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行なわなければならない。

3 船長は、油記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他の油記録簿に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(適用除外)

第九条 第五条から前条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数三百トン未満のものについては、適用しない。

2 第六条及び第七条の規定は、日本船舶(船舶法(明治三十一年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。)以外の船舶については、適用しない。

第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制(船舶からの廃棄物の排出の禁止)

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

一 船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は人命を救助するための廃棄物の排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ、ふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物の排出(とくに載入員の規模が政令で定める人員以上である船舶か

らの港則法に基づく港の区域その他政令で定める海域における政令で定める廃棄物の排出にあつては、政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出(同項第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出)

二 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)

第二条の免許若しくは同法第四十二条第一項

の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

三 廃棄物処理法(昭和年法律第二号)

号) 第五条第三項又は第十一項の政令において海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた廃棄物その他政令で定める廃棄物の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準に従つてする排出

三 廃棄物排出船の登録(前条第一号の廃棄物の排出)

第十二条 前条の登録を申請しようとする船舶所有者は、次の事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 船舶所有者は、船舶を廃棄物の排出(前条第一項の廃棄物の排出を除く。)に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、運滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

三 船舶所有者は、次に該当する場合は、当該船舶の船舶所有者は、運滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

四 廃棄物の種類(廃棄物処理記録簿)

第十六条 第十二条の登録を受けた船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ)は、廃棄物処理記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ)に備え付けなければならない。

一 船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ)に備え付けなければならない。

二 海洋施設の損傷その他やむを得ない原因により油又は廃棄物が排出された場合において引き続き油又は廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油又は廃棄物の排出

三 廃棄物の主な積込地

二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域

三 廃棄物の積込地

二 当該船舶番号、船名、船質、総トン

四 廃棄物の種類

五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の運輸省令で定める船舶の設備及び構造の概要

六 その他運輸省令で定める事項

2 前条の登録を申請しようとする船舶所有者(国を除く。)は、運輸省令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

3 船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

5 海上保安庁長官は、第一項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための運輸省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

6 前三項に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

7 第十三条 海上保安庁長官は、第十二条の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。

8 登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登録番号を運輸省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

9 第十四条 第十二条の登録を受けた船舶について海上保安庁長官に届け出なければならない。

10 第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十二条の登録を受けた船舶を廃棄物の排出(第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、次に該当する場合は、当該船舶について海上保安庁長官に提出しなければならない。

11 第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十二条の登録を受けた船舶を廃棄物の排出(第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、運滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

12 第十五条 海上保安庁長官は、第十二条の登録を受けた船舶が第十二条第三項の運輸省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとときは、当該船舶の登録を取り消すことができる。

13 第十六条 第十二条の登録を受けた船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ)は、廃棄物処理記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ)に備え付けなければならない。

14 第十七条 第十二条の登録を受けた船舶以外の船舶の船舶所有者は、当該船舶を第十二条第二項第一号に定める廃棄物で運輸省令で定める量以上に登録済証を備え置き、かつ、指定された登録番号を運輸省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

15 第十八条 何人も、海洋施設から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

16 第十九条 何人も、海洋施設から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

17 第二十条 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制(海洋施設からの油及び廃棄物の排出の禁止)

18 第二十一条 何人も、海洋施設から油又は廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油又は廃棄物の排出については、この限りでない。

19 第二十二条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

20 第二十三条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

21 第二十四条 海洋施設からの油及び廃棄物の排出の規制(海洋施設からの油及び廃棄物の排出の禁止)

22 第二十五条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

23 第二十六条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

24 第二十七条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

25 第二十八条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

26 第二十九条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

27 第三十条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

28 第三十一条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

29 第三十二条 何人も、海洋施設からの油及び廃棄物の排出については、この限りでない。

出に限る。)

二 油又は第十一条第二項第三号に定める廃棄物の政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

(海洋施設の設置の届出)

第十九条 海洋施設を設置しようとする者は、運輸省令で定めるところにより、次の事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 当該海洋施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該海洋施設の位置及び概要

三 その他運輸省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、運輸省令で定めるところにより、海上保安庁長官に届け出なければならない。

第五章 廃油処理事業等

(事業の許可及び届出)

第二十条 港湾管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 港湾管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事を開始する日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 当該廃油処理事業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該廃油処理施設に関する次の事項

イ 設置の場所(船舶である廃油処理設備については、主たる根據地)

ロ 船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる

一 船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる

廃油を排棄する船舶の存する海域

ハ 廃油処理設備の種類及び能力

ニ 処理する廃油の種類

2 前条第二項の規定による届出をする港湾管理者は、前項第二号の事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の欠格条件)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、第一

十一条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第三十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第二十三条 運輸大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるとき

一 号の一に該当する者があるもの

(事業開始の届出)

第二十五条 第二十一条第一項の許可を受け、又は

同条第二項の規定による届出をした者以下「廃油処理事業者」という。は、事業を開始したときには、運輸なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(廃油処理規程)

第二十六条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 港湾管理者である廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められておりること。

三 料金の收受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

四 申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

(事業開始前の廃油処理施設の変更命令)

第二十四条 運輸大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理施設が前条第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持する

(廃油の処理の引受け義務)

第二十七条 廃油処理事業者は、正当な理由がない場合は、廃油の処理の引受けを拒絶してはならない。

(廃油処理施設等の変更)

第二十八条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しない。

3 第二十一項第一号の事項を変更しないときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

4 第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その変更前」と読み替えるものとする。

5 廃油処理事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な変更をしたときは、運輸なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第二十九条 港湾管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第一号の事項に変更があつたときは、運輸なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(廃油処理施設の維持等)

第三十条 廃油処理事業者は、当該事業の用に供する廃油処理施設を第二十三條第三号の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 廃油処理事業者は、廃油の処理の方法に関する運輸省令で定める技術上の基準に従つて廃油を処理しなければならない。

3 運輸大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設又は当該事業における廃油の処理の方法が、第二十三条第三号又は前項の運輸省令で定めた技術上の基準に適合していないと認めるときは、廃油処理事業者に対し、当該事業の用に供する廃油処理施設の使用を停止し、その技術上の基準に適合するよう当該事業の用に供する廃油処理施設を修理し、若しくは改造し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

(承継)

第三十一条 港湾管理者以外の廃油処理事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)
第三十二条 廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業の許可の取消し等)
第三十三条 運輸大臣は、港湾管理者以外の廃油処理事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく处分に違反したとき。
二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。
三 第二十二条第一号又は第三号に該当すること

ととなつたとき。

とするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見述べる機会を与えるなければならない。

(自家用廃油処理施設)
第三十四条 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設(運輸省令で定める小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。)により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日)の六十日前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 第二十一条第一項及び第三項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

3 第二十四条の規定は、第一項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

(大量の油が排出された場合の防除措置)
第三十五条 第二十五条、第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、前条第一項の規定による届出をした者(以下「自家用廃油処理施設の設置者」という。)があつたときは、次に掲げる者は、運輸省令で定めるところにより、油の排出があつた日(以下「大量の油の排出」といいう。)に準用する。

(港湾管理者への勧告等)

第三十六条 運輸大臣は、港湾管理者の管理する港湾について、当該港湾における廃油の処理の一般の需要に適合する廃油処理施設の能力が十分に存しないと認められる場合において、船舶

の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾管理者に対し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができること。

る。

2 國は、必要があると認めるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

(都道府県知事への通知等)

第三十七条 運輸大臣は、第二十条第一項の許可の申請があり、又は同条第二項の規定による届出があつたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。ただし、当該届け出た者が

都道府県である港湾管理者であるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、廃油処理事業者(当該廃油処理事業者が都道府県である港湾管理者である場合を除く。)の用に供する廃油処理施設又はその廃油の処理の方法に関する必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を講ずべきことを要請することができる。

4 知事に通知するものとする。

第六章 海洋の汚染の防除のための措置

(大量的油が排出された場合の防除措置)

第三十八条 運輸省令で定める量以上の量の油(油分の濃度が運輸省令で定める濃度以上のものに限る。)の排出(以下「大量的油の排出」といいう。)があつたときは、次に掲げる者は、運輸省令で定めるところにより、油の排出があつた日及び場所、排出された油の量及びひろがりの状況並びに排出された油が積載されていた船舶又は管理されていた海洋施設その他の施設(陸地にあるものを含む。)に関する事項を直ちにも

よりの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油が運輸省令

で定める範囲をこえてひろがるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

1 当該排出された油が積載されていた船舶の船長又は当該排出された油が管理されていた施設の管理者

2 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者以外の者で当該油の排出の原因となる行為をしたもの(その者が船舶内にいる者であるときは、当該船舶の船長)

3 事務所に通報しなければならない。

2 油が前項ただし書の運輸省令で定める範囲をこえて海面にひろがつてることを発見した者は、遅滞なく、その旨をもよりの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

3 都道府県は、直ちに、運輸省令で定めるところにより、排出された油のひろがり及び引き続く油の排出の防止並びに排出された油の除去(以下「排出油の防除」という。)のための応急措置を講しなければならない。

4 大量の油の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、運輸省令で定めるところにより、排出油の防除のため必要な措置を講じなければならない。ただし、前項に定める者が同項の規定による措置を講じた場合において、これらの者が講ずる措置のみによつて確実に排出油の防除ができると認められるときは、この限りでない。

5 前条第一項第一号の船舶の船舶所有者

6 前条第一項第一号の施設の設置者

7 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し当該油の排出の原因となる行為をした者の使用者(当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者)

8 前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講すべき措置を講すべきことを命ずることができる。

4 大量の油の排出があつた場合において、当該油の排出が港内又は港の附近にある船舶から行なわれたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定により講すべき措置の実施について援助し、又はこれらの者と協力して排出油の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

一 当該港が当該排出された油の船積港であるときは、当該油の荷送人

二 当該港が当該排出された油の陸揚港であるときは、当該油の荷受人

三 当該油が当該排出された場合の防除措置) (廃棄物等が排出された場合の防除措置)

第四十条 海上保安庁長官は、排出された廃棄物その他の物(油を除く。以下この条において同じ。)により海洋が汚染され、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、緊急に当該汚染を防止する必要があると認められる場合においては、当該汚染の原因となつた廃棄物その他の物を排出したと認められる者に対し、運輸省令で定めるところにより、当該廃棄物その他の物の除去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

第四十一条 海上保安庁長官は、第三十九条第一項から第三項まで及び前条の規定により措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによつては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、運輸省令で定めるところにより、当該排出された油、廃棄物その他の物の除去、排出された油、廃棄物その他の物の荷送人その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で運輸省令で定める範囲のものについて、運輸省令で定めるところにより、当該排出された油、廃棄物その他の物が積載されていた船舶の船舶所有

者又はこれらの物が管理されていた海洋施設の他の施設(陸地にあるものを含む。)の設置者に負担させることができ。ただし、異常な天候災害その他の運輸省令で定める事由により当該油、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

2 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第十四号)第五条及び第六条の規定を準用する。

3 第一項の規定による費用の負担の履行については、海上保安庁長官が適当と認めるときは、金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によるところができる。

4 第一項の場合において、当該油、廃棄物その他の物の排出につき責めに任すべき者があるときは、同項の船舶所有者又は施設の管理者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

(油による著しい汚染の防除のための財産の処分)

第四十二条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の油により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えることによる。

(海上保安庁長官の措置に要した費用の負担)

第四十三条 何人も、船舶を海洋に捨ててはならぬ。ただし、政令で定める海域に政令で定める方法により捨てる場合又は除去することが困難な遭難船舶を放棄する場合は、この限りでない。

者又はこれらの物が管理されていた海洋施設の他の施設(陸地にあるものを含む。)の設置者に負担させることができ。ただし、異常な天候災害その他の運輸省令で定める事由により当該油、廃棄物その他の物が排出されたときは、この限りでない。

2 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法(昭和二十三年法律第十四号)第五条及び第六条の規定を準用する。

3 第一項の規定による費用の負担の履行については、海上保安庁長官が適当と認めるときは、金銭の納付に代え当該措置のために消費した薬剤その他の資材に相当する資材の納付によるところができる。

4 第一項の場合において、当該油、廃棄物その他の物の排出につき責めに任すべき者があるときは、同項の船舶所有者又は施設の管理者は、その者に対し、同項の規定により負担した費用について求償権を有する。

(油による著しい汚染の防除のための財産の処分)

第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃棄物の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃棄物が排出され、海洋が汚染されることを防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃棄物処理施設の整備が促進され、及び廃棄物の処理場所が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十八条第一項の計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

(海洋の汚染状況の監視等)

第四十五条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域における海洋の汚染状況について、必要な監視を行わなければならない。

2 海上保安庁長官は、著しい海洋の汚染があると認めるときは、その汚染の状況について、当該汚染海域を地先水面とする地方公共団体の長に通知するものとする。

(水路業務及び気象業務の成果の活用等)

第四十六条 海上保安庁長官及び気象庁長官は、水路業務又は気象業務による成果及び資料を海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のために活用するとともに、これらの業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のための科学的調査を実施するものとする。

(関係行政機関の協力)

第四十七条 運輸大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全に因し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるときは、この法律の施行に因し、運輸大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林大臣は、油又は廃棄物の排出により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、運輸大臣に対し、この法律の施行に因し、当該漁場及びその周辺海域における油又は廃棄物の排出の規制のため適切な措置を講ずることを要請することができる。

(報告の徴収等)

第四十八条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるときは、この法律の施行に因し、運輸大臣に対し、意見を述べることができる。

3 農林大臣は、油又は廃棄物の排出により漁場の効用が著しく低下し、又は低下するおそれがあると認められるときは、運輸大臣に対し、この法律の施行に因し、当該漁場及びその周辺海域における油又は廃棄物の排出の規制のため適切な措置を講ずることを要請することができる。

(報告の徴収等)

第四十九条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、船舶所有者若しくは船員又は海洋施設の設置者に対し、当該船舶又は海洋施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に関し報告をさせることができる。

2 関係地方公共団体の長は、海洋の汚染の防止及び海洋環境の保全のため必要があると認めるときは、この法律の施行に因し、運輸大臣に対し、意見を述べることができる。

3 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、廃油処理設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶所有者若しくは海洋施設の設置者の事務所に立ち入り、ビルジ排水装置、油漏防止規程、油記録簿その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれ

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(油記録簿の写しの証明)

第四十九条 前条第四項の規定により船舶又は船舶所有者の事務所に立ち入った職員は、この法律の施行に必要な限度において、油記録簿の記載事項の写しを作成し、その写しが真正である旨の証明を船長又は船舶所有者に対しても求めることができる。

(国の援助)

第五十条 国は、ビルジ排出防止装置、廃油処理施設その他海洋の汚染を防止するための装置若しくは施設の設置又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究及び調査の推進等)
第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油及び廃棄物の排出の防止並びに廃油及び廃船の処理に関する技術の研究及び調査その他海洋の汚染の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(適用除外)

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による海洋の汚染及びその防止については、適用しない。

(権限の委任)

第五十三条 この法律の規定により運輸大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海事局長又は管区海上保安本部長に行なわせることができる。
2 管区海上保安本部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を海上保安監督その他の管区海上保安本部の事務所の長に行なわせることができる。

(経過措置)

第五十四条 第三条第六号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して油を排出した者

二 第十条第一項の規定に違反して廃棄物を排出した者

三 第十八条第一項の規定に違反して油又は廃棄物を排出した者

四 第二十二条第一項の規定に違反して廃油処理事業を行なつた者

五 第二十四条(第二十八条第四項)(第三十五条において準用する場合を含む。)又は第三十四条第三項において準用する場合を含む。)又は第三十三条第三項(第三十五条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

六 第三十九条第一項の規定に違反した者

七 第三十九条第三項又は第四十条の規定による命令に違反した者

八 第四十三条の規定に違反した者

九 第四十九条第一項の規定に違反して油を排出した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

五 第二十六条第一項の規定による認可を受けないで若しくは認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理した者又は同条第二項の規定による届出をしないで若しくは届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者

六 第四十八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十八条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

九 海上保安庁の事務所に対し、第三十八条第

四以下の罰金に処する。

一 第五条の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

二 第六条第一項、第七条又は第二十七条の規定に違反した者

三 第三十三条第一項の規定による命令に違反した者

四 第三十八条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

五 第八条第一項若しくは第三項又は第十六条四以下の罰金に処する。

一 第八条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

二 第八条第二項又は第十六条第二項の規定により油記録簿又は廃棄物処理記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十三条规定による規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を廃棄物の排出(第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)に使用した者

四 第十四条の規定又は第二十五条、第三十一

条第二項若しくは第三十二条(これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十六条第一項の規定による認可を受けないで若しくは認可を受けた廃油処理規程によらないで廃油を処理した者又は同条第二項の規定による届出をしないで若しくは届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者

六 第四十八条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十八条第三項又は第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者

九 海上保安庁の事務所に対し、第三十八条第

二項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各本条の罰金刑を科する。

第六十条 第十七条、第十九条又は第二十八条第五項若しくは第二十九条(これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

二 第五条の規定に違反して船舶を航行の用に供した者

三 第六条第一項、第七条又は第二十七条の規定に違反した者

四 第三十八条第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

五 第八条第一項若しくは第三項又は第十六条四以下の罰金に処する。

一 第八条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

二 第八条第二項又は第十六条第二項の規定により油記録簿又は廃棄物処理記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十三条规定による規定に違反して第十一条の登録を受けた船舶を廃棄物の排出(第十条第二項第一号の廃棄物の排出を除く。)に使用した日又は一千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約第十六条の規定に基づき政府間海事協議機関が昭和四十四年十月二十一日に採択した同条約の改正が日本国について効力を生ずる日(以下「条約改正発効日」という。)のうちいずれか早い日から、第三章及び四章の規定は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行する。

二 第十二条の規定による登録は、同条の規定の施行前においても行なうことができる。

(船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律の廃止)

第三条 旧海水油濁防止法第五条から第九条まで及び第十条第一項の規定は、第四条、第五条及び第八条の規定の施行の日の前日までは、なお

その効力を有する。

第四条 第四条の規定は、昭和四十八年三月三十日までは、タンカー以外の船舶又は平水区域若しくは沿海区域を航行区域とするタンカー

(これに準する運輸省令で定めるタンカーを含む)が、次の各号の一に該当する場合における当該船舶からのその運航又は修理に關し必要な油の排出については、適用しない。ただし、条約改正発効日以後の日については、この限りでない。

一 廉油処理施設が整備されていない港であつて運輸省令で定めるもの(以下この項において「施設未整備港」といふ)に入港するため當該港に向かつて航行中の場合(施設未整備港以外の港において航行中の場合を除く。)

二 施設未整備港において航行中の場合(施設未整備港以外の港に入港するため當該港に向かつて航行中の場合を除く。)

三 前項に規定する油の排出は、海岸からできる限り離れて行なうよう努めなければならない。

第四章の規定は、昭和四十九年法律第六条第一項に規定する船舶については、適用しない。

第五条 廉棄物処理法の施行の日から第三章及び船舶又は海洋施設からふん尿を捨てる行為については、清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十一条第三号の規定は、なおその効力を有する。

第六条 第十七条の規定は、同条の規定の施行の際に航行中である第十二条の登録を受けた船舶以外の船舶の当該航海に係る廉棄物の排出のための使用については、適用しない。

第七条 この法律の施行前に昭和四十九年法律第二百二十九号第一項の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 旧海水油濁防止法第十二条第一項の規定により港湾管理者以外の廃油処理事業者が受けた許可に係る事業区域に係る海域は、当該廃油処理

事業者が廃油の収集を船舶又は自動車により行なう場合は、第二十一条第一項第一号ロの海域とみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為又は附則第三条の規定によりなお効力を有することとされた旧海水油濁防止法第五条第一項、第六条、第八条若しくは第九条第一項から第三項までの規定若しくは附則第五条の規定によりなお効力を有することとされた清掃法第十二条第三号の規定に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

第九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十七号の三を次のように改める。

第十三条 第二条第六項を「第三条第九号」の一部を次のように改正する。

第十四条 第二条第一項中「海難救助」の下に「海洋の汚染の防止を加える。

第十五条 第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条 第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第十八条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第十九条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十二条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十三条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十五条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十七条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十八条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十九条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第九号に改める。同号の次に次の二号を加える。

九の三 廉棄物受入施設 海洋汚染防止法第三条第四号に規定する船舶又は同条第六号に規定する海洋施設(港湾区域内にあるものに限る。第十三号において同じ。)において生じた廃棄物の受入れのための施設(港務役務供用船舶を除く。)

第二条第五項第十三号中「処理」の下に及び船舶又は海洋施設において生じた廃棄物の受入れ」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第二条第六項を「第三条第九号」の一部を次のように改正する。

第十四条 第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十七号)第十二条第一項」を「海洋汚染防

止法(昭和二十九年法律第二百二十九号)」の一部を次のように改正する。

第十五条 第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十九号)」の一部を次のように改正する。

第十六条 第二条第十三項中「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭和四十二年法律第二百二十九号)」の一部を次のように改正する。

第十七条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第十八条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第十九条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十二条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十三条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十五条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十七条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

第二十八条 第二条第一項中「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十号)」の一部を次のように改正する。

案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し附帯決議を行ないました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本院提出、衆議院送付)を

議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(安井謙君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。委員長の報告を求めます。商工委員会理

事大谷藤之助君。

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和四十五年十二月十日

参議院議長 重宗 雄三殿 中

2 旧海水油濁防止法第十二条第一項の規定により港湾管理者以外の廃油処理事業者が受けた許可に係る事業区域に係る海域は、当該廃油処理

(小字及び
は衆議院修正)

(第十九条)

一 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関するものであること。

汚濁の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、前条第三項の規定により排水基準を定め、又は同項の規定により定められた排水基準を変更すべきことを勧告することができる。

目次 第一章 総則(第一条・第二条)

第二条 排出水の規制(第三条・第十四条)

第三章 水質の汚濁の状況の監視等(第十五条)

第四章 中央水質審議会等(第十九条・第二十条)

第五章 雜則(第二十二条・第二十九条)

第六章 罰則(第三十条・第三十五条)

附則 第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場から公共用
水域に排出される水の排出を規制すること等に
よつて公共用海域の水質の汚濁(水質以外の水
の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防
止を図り、もつて国民の健康を保護することとも
に、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)
第一条 この法律において「公共用海域」とは、河
川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供
される水域及びこれに接続する公共溝渠、かん
がい用水路その他公共の用に供される水路(下
水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第
三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域
下水道であつて、同条第六号に規定する終末処
理場を設置しているもの(その流域下水道に接
続する公共下水道を含む。)を除く。)をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号
のいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出
する施設で政令で定めるものをいう。
一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を
生ずるおそれがある物質として政令で定める
物質を含むこと。

3 この法律において「排出水」とは、特定施設を
設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」と
いう。)から公共用海域に排出される水をいう。
第二章 排出水の規制(排水基準)
3 前項の排水基準は、前条第二項第一号に規定
する物質(以下「有害物質」という。)による汚染
量について、有害物質の種類ごとに定める許容
限度とし、その他の汚染状態があつては、同項
第二号に規定する項目について、項目ごとに定
める許容限度とする。

4 前項の排水基準は、当該都道府県の区域に属する公
共用海域のうちに、その自然的、社会的条件から
判断して、第一項の排水基準によつては人の
健康を保護し、又は生活環境を保全することが
十分でないと認められる区域があるときは、そ
の区域内に排出される排出水の汚染状態につ
いて、政令で定める基準に従い、条例で、同項の
排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で
定める許容限度よりきびしい許容限度を定める
排水基準を定めることができる。

5 都道府県が第三項の規定により排水基準を定
める場合には、当該都道府県知事は、あらかじ
め、経済企画庁長官及び関係都道府県知事に通
知しなければならない。

6 特定施設の設置の届出(計画変更命令)
12 第五条第二項の規定は、前項の規定による届
出について準用する。

7 排出水の汚染状態及びその他の総理府令、通商産業省令
で定める事項

8 都道府県知事は、第五条第一項又は前条
第一項の規定による届出があつた場合におい
て、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水
口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)に
おいてその排出水に係る排水基準(第三条第一
項の排水基準(同条第三項の規定により排水基
準が定められた場合にあつては、その排水基準
を含む。)をいう。以下単に「排水基準」という。)
に適合しないと認めるときは、その届出を受理
した日から六十日以内に限り、その届出をした
者に対し、その届出に係る特定施設の構造若し
くは使用の方法若しくは污水等の処理の方法に
関する計画の変更(前条第一項の規定による届
出に係る計画の廃止を含む。)又は第五条第一項
の規定による届出に係る特定施設の設置に関す
る計画の廃止を命ずることができる。

9 第五条第一項の規定による届出をした者
又は第七条第一項の規定による届出をした者
は、その届出が受理された日から六十日を経過
した後でなければ、それぞれ、その届出に係る
特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施
設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の
処理の方法の変更をしてはならない。

10 都道府県知事は、第五条第一項又は第七条第一
項の規定による届出に係る事項の内容が相当
であると認めるときは、前項に規定する期間を
短縮することができる。

11 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

12 第五条第一項の規定による届出について準用する。

13 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

14 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

15 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

16 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

17 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

18 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

19 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

20 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

21 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

22 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

23 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

24 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

25 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

26 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

27 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

28 第五条第一項の規定による届出をした者
(特定施設の構造等の更変の届出)

よる届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(承継)

第十二条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(排出水の排出の制限)

第十三条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合については、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で前項の規定に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

(く。は、この限りでない。)

(改善命令等)

第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(承継)

第十二条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第五条第一項又は第六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(停止を命ずることを認めるときは、その者に対し、期

限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法

若しくは污水等の処理の方法の改善を命じ、又

は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時

停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令

について適用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第十四条 排出水を排出する者は、總理府令、通

商産業省令で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にするよう努めなければならない。

3 排出水を排出する者は、有害物質を含む污水等(これを処理したものとみなす)が地下にしみ込むこととなるないように努めなければならない。

(常時監視)

第十五条 都道府県知事は、公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

(測定計画)

第十六条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する計画(以下「測定計画」という。)を作成するものとする。

2 委員は、水質の汚濁の防止に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、經

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行なう

当該公共用水域の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、測定計画に従つて当該公共用水域の水質の測定を行ない、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

(公表)

第十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な済水その他これに準ずる事由により公共用

水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、○その事態が発生した当該一部の区域に排水水を排出する者に対し、期間を定めて、排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県審議会は、前項に規定する重要事項に關し、都道府県知事に意見を述べることができる。

3 都道府県審議会は、前項に規定する重要事項に關し、都道府県知事に意見を述べることができる。

4 都道府県審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

5 前各項に定めるものほか、中央審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県水質審議会)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な済水その他これに準ずる事由により公共用

水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させることとする(總理府令、通商産業省令で定めるところにより、○その事態が発生した当該一部の区域に排水水を排出する者に対し、期間を定めて、排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる)。

2 都道府県審議会は、前項に規定する重要事項に關し、都道府県知事に意見を述べることができる。

3 都道府県審議会は、前項に規定する重要事項に關し、都道府県知事に意見を述べることができる。

4 都道府県審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

5 前各項に定めるものほか、中央審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(報告及び検査)

第十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関する事項に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第二十一条 中央審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、水質の汚濁の防止に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、經

济企画庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 中央審議会の庶務は、経济企画庁国民生活局において処理する。

5 前各項に定めるものほか、中央審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(中央水質審議会)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関する事項に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外等)

第二十三条 この法律の規定は、放射性物質による公共用水域の水質の汚濁及びその防止につい

ては、適用しない。

2 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)

第八条 第一項に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排出水を排出する者に関することは、当該鉱山について、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又は海洋汚染防止法(昭和四年法律第号)第三条第九号に規定する廃油処理施設である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出する者に関することは、当該特定施設について、第五条から第十一条まで及び第十三条第一項の規定を適用せず、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染防止法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国

の行政機関の長(以下この条において単に「行政機関の長」という。)は、第五条、第七条、第十一条又は第十三条第三項の規定に相当する鉱山保安法又は電気事業法の規定による前項に規定する特定施設に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれら規定に

4 都道府県知事

は、第二項に規定する特定施設を設置する都道府県知事に通知するものとする。

5 行政機関の長は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を当該都道府県知

事に通知するものとする。

(資料の提出の要求等)

第二十四条 經済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事

は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は公共用水域の水質の汚濁の防止に関する意見を述べることができる。

(事務の委任)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事が、排出水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態(有害物質によるもの)を除く。)

第二十九条 この法律の規定は、地方公共団体が、排出水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態(有害物質によるもの)を除く。)

第三十条 この法律の規定は、地方公共団体が、排出水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態(有害物質によるもの)を除く。)

第三十一条 この法律は、公共用水域の水質の保全に關する命令に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第二条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

し、又は改廢する場合には、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができ。

2 第九条第一項の規定に違反した者

は虚偽の届出をした者は、虚偽の報告をせざる。)

3 第十二条第一項の規定による報告をせざる者

は虚偽の報告をせし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、行爲者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

3 第十五条 第十条又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 则

第六章 罰則

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十条又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第三十六条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公共用水域の水質の保全に關する法律等の廃止)

3 第二十五条 国は、公共用水域の水質の汚濁の防

止に資するため、特定事業場における污水等の処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(研究の推進等)

第二十六条 国は、汚水等の処理に関する技術の研究、汚水等が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の研究その他公共用水域の水質の汚濁の防

止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第十八条第一項の規定による命令に違反した者

は、虚偽の届出をせず、又は虚偽の報告をせざる。)

3 この法律の施行の際現に旧工場排水等規制法

についての第八条及び第九条の規定の適用については、第八条中「その届出を受理した日」とあるのは、「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出を受理された日」と、第九条第一項中「その届出が受理された日」とあるのは、「旧工場排水等の規制に関する法律第四条又は第六条の規定による届出が受理された日」とする。

旧水質保全法第十三条第一項の規定により設

置された水質審議会は、この法律の施行の日に第十九条第一項の中央水質審議会となるものとし、この法律の施行の際現に同法第十四条第二項の規定により任命されている水質審議会の委員は、第二十条第二項の規定により中央水質審議会の委員として任命されたものとする。

旧工場排水等規制法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第三項から前項までに定めるもののが、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(他の法律の一部改正)

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のよう改める。

第四条第十九号の二を次のよう改める。
十九の二 排水基準の設定に関すること。

第四条第十九号の三中「水質の保全」を「水質の汚濁の防止」に改める。

第七条の二第七号を次のよう改める。
第十四条第一項の表中水質審議会の項を次のよう改める。

中央水質審議会 経済企画庁長官の諸間に応じ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要な事項を調査審議すること。

中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第二百五十五号)の一部を次のよう改める。
第五条中「工場排水等の規制に関する法律(昭和三十年法律第二百八十二号)」第二条第三項に規定する汚水処理施設を「水質汚濁防止法(昭和年法律第一号)」第一条第二項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附屬する施設に改める。

規定期する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附屬する施設に改める。

○大谷藤之助君 本法律案は、現行の水質保全法と工場排水規制法を一本化し、新たに全国一律の排水基準を設定することとし、さらに水域の実情に応じて都道府県がいわゆる上のせ基準を設定することができるととすると等、水質汚濁防止についての規制を強化しようとするものであり、衆議院で、知事が緊急時には排水規制を命ずることができることとする等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、公害対策特別委員会との連合審査会を行なうとともに、排水基準の設定、下水道整備等、水質汚濁防止対策全般にわたって質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して渡辺委員より修正案が提出されました。別に討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて、衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる附帯決議が付されました。以上御報告致します。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を開題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

第一章第一項の表中水質審議会の項を次のよう改める。

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、自然公園法の一部を改正する法律案、

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、廃棄物処理法案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐野芳雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

(清潔の保持)

第十六条の二 国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第十七条第三項ただし書中「着手して、いた行為」の下に「(第四号の二に掲げる行為を除く)若しくは第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 厚生大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

第十七条第四項中、「又は」を「若しくは」に改め、「行為」の下に「(同項第四号の二に掲げる行為を除く)又は同項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為」を加える。

第十八条第三項ただし書中「着手して、いた行為」の下に「(前項第三項第四号の二に掲げる行為を除く)若しくは前項第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為を加え、同項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為」を加える。

第六条の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為」を加える。

第十八条の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為」を加える。

第六条の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

昭和四十五年十一月十八日 参議院会議録第七号

水質汚濁防止法案 議事日程追加の件 自然公園法の一部を改正する法律案外二件

件

一六九

する。
この法律の施行の際現に海中公園地区内において汚水又は廃水を排水設備を設けて排出している行為については、改正後の第十八条の二第二項の規定は、適用しない。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年十一月十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年十一月十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物のうちとして一般消費者の生活の用に供されると認められるものであつて政令で定める基準に適合するものでなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

第十五条の二 (回収等の命令)
都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第十二条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄

物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十六条の見出しを「運搬等についての技術上の基準等」に改め、同条第一項中「特定毒物」を「毒物又は劇物」に改める。

第二十二条第四項中「第十六条の二」を「第十五条の三、第十六条の二」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（毒物又は劇物を含有する家庭用品）
第二十二条の二 特定家庭用品（政令で定める毒物又は劇物を含有する物（製剤である毒物又は劇物を除く。）のうち、主として一般消費者の生活の用に供されると認められるものであつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の製造業者は、その製造に当たつては、その政令で定める毒物若しくは劇物の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準を遵守しなければならない。

厚生大臣又は都道府県知事は、特定家庭用品が前項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定家庭用品の製造業者に對し、その製造方法又は使用する容器若しくは被包の改善を命ずることができる。

第二十四条第三号中「第十三条」の下に「、第十五条の二」を加える。

八 第二十二条の二第二項の規定による命令に違反した者

（回収等の命令）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえな

い範囲内において政令で定める日から施行する。

廃棄物処理法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十五年十二月十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 船田 中

(小字及び一は衆議院修正)

廃棄物処理法案
（小字及び一は衆議院修正）

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条～第四条）

第二章 一般廃棄物（第五条～第八条）

第三章 産業廃棄物（第九条～第十四条）

第四章 雜則（第十五条～第二十四条）

第五章 罰則（第二十五条～第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、廃棄物を適正に処理するため、及び生活環境を保護すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第一條 この法律は、廃棄物を適正に処理するため、及び生活環境を保護すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でいふん尿、廢油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

この法律において「産業廃棄物」とは、事業活

動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

第三条 事業者は、その事業活動において適正に処理しなければならない。

（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になるととのないように努めなければならない。

第四条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図とともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあたつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

第五条 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

第六条 国は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるよう必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

（清掃の保持）

第五条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清掃を保つよう努めなければならない。

建物の占有者は、建物内を全般にわかつて清掃にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

8 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキーリング、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係る屎尿を環境衛生上支障が生じないよう廻理することに努めなければならない。
第二章 一般廃棄物
(市町村の処理)
6 第五条 市町村は、その区域（市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。）内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。
2 市町村は、前項の規定により定められた計画に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。
3 市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（海洋を投入処分の場所に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。
4 第一項に規定する区域内の土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内的一般廃棄物を委託する場合の基準は、政令で定める。
定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。
4 第一項に規定する区域内の土地又は建物の占有者が、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。
(一般廃棄物処理業)
6 第六条 前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を事業として行なつてはならない。ただし、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もっぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他の厚生省令で定める場合は、この限りでない。
2 市町村長は、前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであつて、○ ¹ 當該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分のため、○ ² かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
3 第一条の許可には、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。
4 第一条の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が前条第六項の規定により条例で定める収集、運搬及び処分の手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

5 第一条の許可を受けた者は、前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項の政令で定める基準に従い、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。
6 市町村長は、第一項の許可を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為
(一般廃棄物処理施設)
6 第七条 し尿処理施設又はごみ処理施設（政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。）を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては、市長とする。）に届け出なければならない。ただし、当該し尿処理施設がし尿浄化槽である場合であつて、当該し尿浄化槽に關し、建築基準法（昭和二十一年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。
2 市町村長は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認められる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
3 都道府県は、主として広域的に処理することが適當であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。

5 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者及び地方公共団体の処理
(第三章 産業廃棄物)
6 第九条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しない場合は、
2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認められる産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
3 第十条 事業者は、主として広域的に処理することが適當であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者及び地方公共団体の処理
5 第十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るために、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。
2 前項の処理計画には、産業廃棄物の処理施設の設置、産業廃棄物の運搬、産業廃棄物の処分の場所その他の産業廃棄物の処理に関する基本的事項を定めなければならない。
3 都道府県知事は、第一項の処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十号）第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見をきかなければならぬ。
(事業者の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は産業廃棄物の処理を行なうことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（海洋を投入処分の場所とすることができるものと定めた産業廃棄物については、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）に従わなければならぬ。

3 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

4 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対する保管の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（地方公共団体の処理）

第十二条 都道府県及び市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、前条第二項の政令で定める基準とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

（産業廃棄物処理業）

第十三条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けて行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受ける。

2 都道府県知事は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、第十一条第二項の政令で定める基準に従い、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第六条第六項及び第七項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（産業廃棄物処理施設）

第十四条 廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 産業廃棄物処理施設は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その管理者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

（清潔の保持）

第十五条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたって清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキーフィールド、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用どみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

7 おいて、第六条第六項及び第七項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（投棄禁止）

第十六条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

1 第五条第一項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てるること。

2 第五条第一項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てるること。

3 第五条第一項に規定する区域以外の区域内におけるふん尿の使用方法の制限。

（報告の徴収）

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の管理者又はし尿浄化槽の清掃を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の維持管理又はし尿浄化槽の清掃に因し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の産業廃棄物の保管若しくは処分の場所、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくはし尿浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の維持管理又はし尿浄化槽の清掃に因し、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと認めた場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前条第一項の規定による立入検査及び廃棄物の処理に関する指導の職務を行なわせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

（二）

第十九条 環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の職員であつて、厚生省令で定める資格を有するもののうちから、都道府県知事又は

市長が任命する。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設(政令で定める屎尿処理施設を除く。)又は産業廃棄物処理施設の管理者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならぬ。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

技術管理者は、厚生省令で定める資格を有する者でなければならない。

(国庫補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 一般廃棄物処理施設の設置に要する費用
二 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行なうために要する費用
(特別な助成)

第二十三条 国は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(不服申立て)

第二十四条 第七条第三項又は第十四条第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。
2 第十一条第四項の規定による命令についての異議申立ては、当該命令を受けた日の翌日から起算して十日以内にしなければならない。

(第五章 罰則)

第二十五条 第六条第一項、第八条第一項若しくは

は第十三条第一項の規定に違反し、又は第六条

は第十九条第四項及び第十三条第四項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第七条第三項若しくは第十四条第三項の規定による命令に違反した者は又は第二十四条第二項に規定する期間を経過した後(この期間内に異議申立てがあつた場合においては、その異議申立てに対する決定があつた後)において、第十二条第四項の規定による命令に違反した者は、六ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第十六条の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十条 第七条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千円以下の過料に処する。

(附則)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十五条 第六条第一項、第八条第一項若しくは

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の清掃法第十

五条第一項の規定によつてなされた汚物取扱業

の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物○処理法及び清掃に関する法律

の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行前に改正前の廃棄物○処理法第六条第一項の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

第四条 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に改正前の清掃法の規定によつてなされた処分、及び清掃に関する法律

手続その他の行為は、改正後の廃棄物○処理法中にこれに相当する規定があるときは、改正後

の同法によつてしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保健所法の一部改正)
(改正する法律の一部)
(改正する法律の一部)

第六条 保健所法(昭和二十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二条第一項第一号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第五条第一項に規定する区域」に改める。

(清掃施設整備緊急措置法の一部改正)
(改正する法律の一部)

第八条 清掃施設整備緊急措置法(昭和四十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第九条 第二条第一項第一号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第五条第一項に規定する区域」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
(改正する法律の一部)

第十条 新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する)

第十二条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十三条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十四条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十五条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第二条第一項中「と畜場、火葬場」を「火葬場又はと畜場」に、「又はごみ焼却場」を「ごみ焼却場その他の処理施設」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十
号)の一部を次のように改正する。

(施行期日)
(施行する法律)

第十九条 厚生省設置法の一部改正

第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五
十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二条第一項第十一号の次に次の一号を

加える。

二二の二 廃棄物○処理法(昭和

年法律)

二二の二 廃棄物○処理法(昭和

年法律)

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七 地方公共団体が設置する廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第二百一号)による

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の最終処分の場所に係るものに限る。)及び公衆便

所

(清掃施設整備緊急措置法の一部改正)

第八条 清掃施設整備緊急措置法(昭和四十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第九条 第二条第一項第一号中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第五条第一項に規定する区域」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する)

第十条 新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(新東京国際空港周辺整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する)

第十二条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十三条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十四条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十五条 第二条第一項中「清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」を「廃棄物○処理法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定する区域」に改める。

(法律第七号)
(別表中)

第十六条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第二条第一項中「と畜場、火葬場」を「火葬場又はと畜場」に、「又はごみ焼却場」を「ごみ焼却場その他の処理施設」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第十八条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十
号)の一部を次のように改正する。

(施行期日)
(施行する法律)

第十九条 厚生省設置法の一部改正

第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五
十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二条第一項第十一号の次に次の一号を

加える。

二二の二 廃棄物○処理法(昭和

年法律)

(通商産業省設置法の一部改正)

第十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第一百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二 第三号の次に次の二号を加える。

三の二 通商産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物の処理に関すること。

(海洋汚染防止法の一部改正)

第十二条 海洋汚染防止法の一部を次のように改正する。

第十一条 第三号中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改め、第五条第三項又は第十二条第一項」を第六条第三項又は第十二条第二項」に改める。

附則第五条中「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

最後に、廃棄物処理法案について申し上げます。

本案のおもなる内容は、第一に、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に区分して処理することとしております。

第二は、産業廃棄物について、事業者がみずから処理する責任を明確にするとともに、その製品等が廃棄物となつた場合に、その処理が困難となることがないようつとめなければならないことをとしております。

第三は、産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理できるものは市町村が行ない、主として広域的に処理することが適当なものは都道府県が行なうこととすることとしております。

第四は、都道府県知事は、公害対策基本法の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聞いて、産業廃棄物の処理計画を定めなければならぬこととしております。

第五は、一般廃棄物の処理について、市町村が処理の責任を負う区域を原則として市町村の全域に拡大したこととあります。

第六は、農業取締法の一部を改正する法律案、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

この法律の対象であることを明確化し、事業者の責任と一般廃棄物処理業の許可要件を強化した修正が行なわれました。

以上三法案の審議については、その詳細を会議録に譲ることとしますが、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会においては、以上の三法案につき、それぞれ附帯決議を行ないました。

以上報告申上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

農業取締法の一部を改正する法律案及び

農業取締法の一部を改正する法律案全部を次のように改正する。

第一条 第三条を次のように改める。

この法律において「製造業」とは、農業を製造し、又は加工してこれを販売する事業をいい、

「輸入業」とは、農業を輸入してこれを販売する事業をいう。

第一条に次の二項を加える。

二項の二を第一項の三とし、第一項を第一項の二とし、同条の前に次の二条を加える。

第一条 この法律は、農業について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農業の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もつて農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第二条 第二項中「左の」を「次の」に、「及び薬害」を、「薬害」毒性及び残留性に改め、同項第三号中「包装及び」を「容器又は包装の種類及び材質並びに」に改め、同項第四号中「適用病害虫」を「適用病害虫の範囲」に、「適用農作物等及び薬効」を「適

用するものについて、成分等の基準を定め、この基準に適合しないものの販売または授与を禁止することとした 것입니다。

第二は、家庭用品のうち、毒物または劇物を使用するものについて、成分等の基準を定め、この基準に適合しないものの販売または授与を禁止することとした 것입니다。

第三は、毒物または劇物を基準に違反して廃棄

用農作物等の範囲及び使用目的」に改め、同条第三項中「次条第一項の」を「次条第一項の規定による」に、「且つ、左の」を「かつ、次の」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第

十二条の三第一項の土壤汚濁性農薬又は第十一条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬については、それぞれ「作物残留性農薬」「土壤残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字

第二条第五項中「登録」を「第一項の登録」に、「三千円」を「三万円」に、「省令」を「農林省令」に改める。

第三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「申請書に記載する使用方法により」を「前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い」に改め、同項第三号中「使用するときは」の下に「使用に際し」を加え、「著しい」を削り、同項第七号中「且つ」を「かつ」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「通常の方法及び數量により」を「前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用された場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法昭和四十五年法律第一号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の四において同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の四において同じ。)の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

第三条第一項第二号の次に次の二号を加える。

四 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当

該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

五 前条第二項第四号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壤についての残留性の程度

からみて、その使用に係る農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六 前条第二項中「前項第四号」を「前項第四号から第七号までの各号の」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改め、「改良しないときは」の下に「次条第一項の規定により異議の申出がされて

いる場合を除き」を加える。

七 第三条第二項中「速かに」を「、すみやかに當該農薬を登録し、かつ、」に改め、同条第三項中「前条第一項の指示に基いて」を「前条第一項の規定による指示に基いて」に改める。

八 第五条中「第一条」を「第二条第一項」に改め、同条だし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

(承継)
第五条の二 第二条第一項の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農薬の製造業又は輸入業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた者地位を承継する。

九 第二条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造業又は輸入業を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

十 第二条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、合併により解散した場合を除き、その清算人は、その解散の日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

十一 第六条の二の見出しを「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

けた者の地位を承継する。

三 前項の規定により第二条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、相続の場合にあつては相続後遅滞なく、合併及び事業の譲渡しの場合にあつては合併又は事業の譲渡しの日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出、登録票の書替交付（一の農薬の製造業又は輸入業の一部につき事業の譲渡しを受けた者は、登録票の交付）を申請しなければならない。

四 前項の規定により登録票の書替交付又は交付の申請をする者は、二千円をこえない範囲内に

おいて農林省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

五 第六条第一項中「第二条」を「第一条第一項」に改め、同条第三項から第七号までの各号の「」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改め、「改良しないときは」の下に「次条第一項の規定により異議の申出がされて

いる場合を除き」を加える。

六 第六条第一項中「第一条」を「第二条第一項」に改め、同条第三項中「速かに」を「、すみやかに當該農薬を登録し、かつ、」に改め、同条第三項中「前条第一項の指示に基いて」を「前条第一項の規定による指示に基いて」に改める。

七 第六条第一項に「変更を生じた後」を「変更を生じた日から」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「汚損した者は」の下に、「農林省令で定めるところにより」を加え、「且つ、その写」を「かつ、その写し」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項に「変更を生じた後」を「変更を生じた日から」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「汚損した者は」の下に、「農林省令で定めるところにより」を加え、「且つ、その写」を「かつ、その写し」に改め、同条第四項を次のように改める。

八 第六条第一項に「(職権による適用病害虫の範囲等の変更の登録及び登録の取消し)

九 第六条の三 農林大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の「に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これら

の事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要な範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

十 第六条の三 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、運滞なく、その後の第二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

十一 農林大臣は、第一項の規定による処分につい

に、「変更に係る事項についての薬効及び薬害」を

「変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性」に、「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそ

れがある」と記載する。

十二 第六条の二の見出しを「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

十三 農林大臣は、前項の検査の結果第三条第一項から第七号までの各号の「に該当する」に

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

十四 農林大臣は、前項の規定による登録票の書替交付又は輸入業の一部につき事業の譲渡しを受けた者は、登録票の交付）を申請しなければならない。

十五 第六条第一項に「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」を「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

十六 第六条の三 農林大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の「に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これら

の事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要な範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

十七 第六条の三 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、運滞なく、その後の第二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

十八 農林大臣は、第一項の規定による処分につい

に、「変更に係る事項についての薬効及び薬害」を

「変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性」に、「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそ

れがある」と記載する。

十九 第六条の二の見出しを「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

二十 農林大臣は、前項の規定による登録票の書替交付又は輸入業の一部につき事業の譲渡しを受けた者は、登録票の交付）を申請しなければならない。

二十一 第六条第一項に「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」を「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

二十二 第六条の三 農林大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の「に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これら

の事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要な範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

二十三 第六条の三 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、運滞なく、その後の第二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

二十四 農林大臣は、第一項の規定による処分につい

に、「変更に係る事項についての薬効及び薬害」を

「変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性」に、「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそ

れがある」と記載する。

二十五 第六条の二の見出しを「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

二十六 農林大臣は、前項の規定による登録票の書替交付又は輸入業の一部につき事業の譲渡しを受けた者は、登録票の交付）を申請しなければならない。

二十七 第六条第一項に「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」を「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

二十八 第六条の三 農林大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の「に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これら

の事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要な範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

二十九 第六条の三 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、運滞なく、その後の第二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

三十 農林大臣は、第一項の規定による処分につい

に、「変更に係る事項についての薬効及び薬害」を

「変更後の薬効、薬害、毒性及び残留性」に、「当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそ

れがある」と記載する。

三十一 第六条の二の見出しを「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

三十二 農林大臣は、前項の規定による登録票の書替交付又は輸入業の一部につき事業の譲渡しを受けた者は、登録票の交付）を申請しなければならない。

三十三 第六条第一項に「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」を「(申請による適用病害虫の範囲等の登録)」に改め、同条第一項中

「次項の規定による指示をする」に、「当該登録票」を「変更の登録をして、かつ、登録票」に改め、同条

第三項を次のように改める。

三十四 第六条の三 農林大臣は、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号の「に規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において、これら

の事態の発生を防止するためやむをえない必要があるときは、その必要な範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第一条第二項第四号の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。

三十五 第六条の三 農林大臣は、前項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、運滞なく、その後の第二条第二項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならない。

三十六 農林大臣は、第一項の規定による処分につい

ての異議申立てを受けたときは、その申立てを受けた日から二箇月以内にこれについて決定をしなければならない。

(作物残留性農薬等の指定等に伴う変更の登録)

第六条の四 農林大臣は、第十二条の二第一項、

第十二条の三第一項若しくは第十二条の四第一項の規定により作物残留性農薬、土壤残留性農

薬若しくは水質汚濁性農薬の指定があり、又はこれらの指定の解除があつたときは、現に登録

を受けている農業で、これらの指定又は指定の解除に伴いこれらの農業に該当し、又は該当しないこととなつたものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならない。

農林大臣は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該農業に係る第一条第

一項の登録を受けている者に対し、その旨を通

知し、かつ、変更後の第二条第三項第四号の事項を記載した登録票を交付しなければならぬ。

(登録の失効)

第六条の五 次の各号の一に該当する場合には、第二条第一項の登録は、その効力を失う。

一 登録に係る第一条第二項第二号の事項中に変更を生じたとき。

二 第二条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農業の製造業又は輸入業を廃止した旨を届け出たとき。

三 第二条第一項の登録を受けた法人が解散した場合において、その清算が結了したとき。

(登録票の返納)

第六条の六 次の各号の一に該当する場合には、第二条第一項の登録を受けた者(前条第三号の場合には、清算人)は、遅滞なく、登録票(第三号第四号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票)を農林大臣に返納しなければならない。

一 第二条第一項の登録の有効期間が満了した

二 前条の規定により登録がその効力を失つたとき。

三 第六条の三第一項又は第六条の四第一項の規定により変更の登録がされたとき。

四 第六条の三第一項又は第十四条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第六条の七 農林大臣は、第二条第一項の登録をしたとき、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、

第六条の四第一項の規定により変更の登録をしたとき、第六条の五の規定により登録が失効したとき、又は第十四条第一項の規定により登録を取り消したとき、遅滞なく、その旨及び次の事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 農業の種類及び名称

三 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

第七条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「登録票に記載する」を「登録に係る」に改め、同条第五号中「登録票に記載する適用病害虫」を「登録に係る適用病害虫の範囲」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げる。第五号の次に次の二号を加える。

六 第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十一条の三第一項の土壤残留性農薬又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農薬に該当する農業については、その譲受者又は、それぞれ、「作物残留性農薬」、「土壤残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字

「増設後」を「増設の日から」に、「変更を生じた後」を「変更を生じた日から」に改める。

第九条の見出しを「販売業者についての農業の販売の制限又は禁止等」に改め、同条中「分割して販売する場合にあつては、その各々につき同条第四号又は同条第三項第四号の事項を記載した登録票」を農林大臣に返納しなければならない。

一 第二条第一項の登録の有効期間が満了した

2 農林大臣は、第六条の三第一項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項の規定により変更の登録をしめた場合その他の場合において、農業の使用に伴つて第三条第一項第一号から第七号までの各号の一に規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要な範囲内において、農林省令をもつて、販売業者に対し、農

業につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

三 前項の農林省令をもつて第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農業の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売業者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定によつて製造業者又は輸入業者がした容器又は包装の表示とみなす。

製造業者又は輸入業者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農業について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造業者若しくは輸入業者又は販売業者、当該農業を防除業者その他の農業使用者から回収するよう努めるものとする。

4 第十条中「及び譲渡数量」の下に「(第十二条の二第一項の作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壤残留性農業又は第十二条の四第一項の水質汚濁性農業に該当する農業については、その譲受者又は、それぞれ、「作物残留性農薬」、「土壤残留性農薬」又は「水質汚濁性農薬」という文字

「増設後」を「増設の日から」に、「変更を生じた後」を「変更を生じた日から」に改める。

第十二条の二第一項を次のように改める。

2 前項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。

第十二条の二の見出し及び同条第一項中「指定の四」とし、同条の次に次の二条を加える。

(作物残留性農薬、土壤残留性農薬又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用に当たつては、農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第十四条の二第一項に規定する改良普及員若しくは植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十号)第三十三条第一項に規定する病害虫防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるよう努めるものとする。

第十二条の五 農業安全使用基準

第十二条の五 農林大臣は、農業の安全かつ適正な使用を確保するため必要があると認めるとき

は、農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第十二条の六 農林大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壤の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用的確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

(作物残留性農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する農作物等についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合には、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある種類の農薬を、作物残留性農薬として指定する。

2 農林大臣は、前項の規定により作物残留性農薬の指定があつた場合には、遅滞なく、農林省令をもつて、当該作物残留性農薬に該当する農薬についての第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項の内容を勘案して、当該農薬を使用する場合における適用病害虫の範囲及びその使用方法に開示しその使用者が遵守すべき基準を定めなければならない。

3 農林大臣は、必要があると認められる場合に、前項の基準を変更することができる。

4 作物残留性農薬に該当する農薬は、当該作物残留性農薬に係る第二項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準)に違反して、使用してはならない。

は、農業の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(農林大臣及び都道府県知事の援助)

第十二条の六 農林大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは水産動植物の被害、水質の汚濁又は土壤の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用的確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

(作物残留性農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する農作物等についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定

による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合は、その使用者に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用されるため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用的確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(土壤残留性農薬の使用の規制)

第十二条の三 政府は、政令をもつて、当該種類の農薬が有する土壤についての残留性からみて、当該種類に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用される場合は、その使用者に該当する農薬が第七条の規定による容器又は包装の表示に係る同条第五号の事項を遵守しないで使用されるため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用的確保と品質の適正化に関する助言、指導その他の援助を行なうように努めるものとする。

(第十七条本文中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」に改め、同条ただし書き削り、同条第一号中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条中第一号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。)

二 第九条第二項の農林省令の規定による制限又は禁止に違反した者

(経過措置)

3 附則第一項ただし書きに規定する改正規定の施行の日前に改正前の農業取締法第二条第二項の農業が有する土壤についての残留性からみて、当該改正規定によつてされた登録の申請で、当該改正規定の施行の際にこれに対する登録又は登録の拒否の処分がされていないものの処理については、なお從前の例による。

4 附則第一項ただし書きに規定する改正規定の施行の際に改正前の農業取締法第二条第一項の登録を受けている農業について、当該改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間にされる再登録の申請については、改正後の農業取締法第二条第二項の規定にかかるらず、当該農業の毒性及び残留性に關する試験成績を記載した書類の提出を省略することができる。

5 附則第一項ただし書きに規定する改正規定の施行の日前に改正前の農業取締法第六条の二第一項の規定によつてされた登録票の書替交付の申請で、当該改正規定の施行の際にこれに対する登録又は登録の拒否の処分がされていないものの処理については、なお從前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(目的)

第一条 この法律は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草のために供される土地をいう。

第三条 この法律において「農作物等」とは、農作物及び農作物以外の飼料用植物をいう。

第四条 この法律において「特定有害物質」とは、○カドミウム等が農用地の土壤に含まれることに起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されるおそれがある物質(放射性物質を除く)であつて、政令で定めるものをいう。

(農用地土壤汚染対策地域の指定)

第五条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地(以下「汚染農用地」という。)の利用の合理化を図るために、遅滞なく、農用地土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めなければならぬ。

第六条 対策計画においては、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある農用地についてその土壤の特定有害物質による汚染の程度等を認めるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができる。

第七条 農林大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、土壤汚染対策審議会の意見をきかなければならない。

都道府県知事は、対策地域を指定しようとす

るときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

口 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を除去するための客土その他の事業

ハ 汚染農用地の利用の合理化を図るために地変換その他の事業

三 対策地域の区域内にある農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査測定に関する事項

四 その他必要な事項

第八条 前項第二号に掲げる事項に係る対策計画は、当該事業に係る農用地の土壤の特定有害物質による汚染の程度、当該事業に要する費用、当該事業の効果及び緊要度等を勘案し、第一項に規定する目的を達成するため必要かつ適切と認められるものでなければならない。

又はその指定を解除することができる。

(対策地域の区域の変更等)

第九条 都道府県知事は、対策地域の指定したととなつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る対策地域の区域を変更し、告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。

(対策地域の区域の変更等)

第十条 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による対策地域の区域の変更又は対策地域の指定の解除について準用する。

(農用地土壤汚染対策計画)

第十一条 都道府県知事は、対策地域を指定したときは、当該対策地域について、その区域内にあ

る農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止し、若しくは除去し、又はその汚染に係る農用地(以下「汚染農用地」という。)の利用の合理化を図るために、遅滞なく、農用地土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めなければならぬ。

第十二条 対策計画においては、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対策地域の区域内にある農用地についてその土壤の特定有害物質による汚染の程度等を認めるもの又はそれらのおそれが著しいと認められるものとして政令で定める要件に該当するものを農用地土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)として指定することができます。

二 対策地域の区域内にある農用地に係る次に勘案して定める利用上の区分及びその区分ごとの当該農用地の利用に関する基本方針

二 対策地域の区域内にある農用地に係る次に掲げる事業で必要なものに関する事項

イ 農用地の土壤の特定有害物質による汚染を防止するためのかんがい排水施設その他

の施設の新設、管理又は変更

そこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第号)第三条第三項若しくは大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第四条第一項の規定により、当該農用地に水が流入する公共用水域に排出される排水基準若しくは当該対策地域の全部若しくは一部を含む区域におけるばい煙発生施設において発生するばい煙に係る排出基準を定め、又はこれらの規定により定められた当該排水基準若しくは排出基準を変更するために必要な措置をとるものとする。

(特別地区的指定等)

第十三条 都道府県知事は、前項の承認の申請をしようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

4 都道府県知事は、対策計画を定めたときは、農林大臣の承認を受けなければならぬ。

(対策計画の変更)

第十四条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更をするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

(対策計画の変更)

第十五条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により必要が生じたときは、対策計画を変更することができます。

(対策計画の変更)

第十六条 都道府県知事は、対策地域の区域の変更により必要が生じたときは、対策計画を変更することがある。

第十七条 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による対策計画の変更(農林省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

3 市町村長は、当該市町村の区域内にある農用地に該当するものを特別地区として指定すべきことを都道府県知事に対し要請することができる。

(特別地区的区域の変更等)

第十八条 都道府県知事は、特別地区的指定の要件を定めたときは、その区域を変更した場合において、当該対策

第七条 都道府県知事は、対策地域を指定し、又はその区域を変更した場合において、当該対策

第九条 都道府県知事は、特別地区的指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る特別地区的区域若しくはそ

の区域に係る指定農作物等の範囲を変更し、又は当該特別地区の指定を解除することができる。

前条第二項の規定は、前項の規定による特別地区的区域若しくは指定農作物等の範囲の変更又は特別地区的指定の解除について準用する。

(農作物等の作付け等に関する勧告)

第十一条 都道府県知事は、特別地区的区域内にある農用地において当該農用地に係る指定農作物等の作付けをし、若しくはしようとし、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を家畜の飼料の用に供し、若しくは供しようとしている者がある場合には、その者に対し、当該農用地において当該指定農作物等の作付けをしないよう、又は当該農用地に生育している当該指定農作物等を家畜の飼料の用に供しないよう勧告することができる。

(農用地の土壤の汚染の防止に関する措置の要請)

第十二条 農林大臣は、農用地の土壤が工場又は事業場から排出される排出水、ばい煙等に含まれる特定有害物質により汚染されることを防止するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)その他の法令の規定に基づき、その防止のために必要な措置をとるべきことを要請するものとする。

(農用地の土壤汚染に関する調査測定等)

第十三条 農林省は、土壤汚染対策審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の

諮問に応じ、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化に関する重要事項を調査審議する。

第十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 審議会は、前項に規定する重要な事項に関する意見を述べることができる。

農林大臣に意見を述べることができる。

第十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 審議会は、非常勤とする。

4 前三項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。(立入調査等)

第十六条 農林大臣又は都道府県知事は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の状況を調査測定するため必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、農用地に立ち入り、土壤若しくは農作物等につき調査測定せず、又は調査測定のため必要な最少量に限り土壤若しくは農作物等を無償で採取させることができ。 (調査)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 農用地の土壤の汚染防止等に関する事務を処理すること。

第十七条 国及び都道府県は、対策計画の達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。

(研究の推進等)

第十八条 国及び都道府県は、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去に係する技術並びにその汚染が農作物等に及ぼす影響について研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第十九条 第十五条第一項の規定による調査測定又は集取を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林省設置法の一部改正)

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 農用地の土壤の汚染防止等に関する事務を処理すること。

○高橋雄之助君(拍手)

案について御報告いたします。

農業取締法改正法案は、農業の品質の適正化とその安全な使用をはかるため所要の改正を行なうとするものであり、農用地土壤汚染防止法案は、特定有害物質による汚染の防止、除去等をはかららとするものであります。

両案の審査の経過の詳細は会議録に譲ります。両案を順次討論、採決に付しましたところ、農用地土壤汚染防止法案につきましては、共産党河田委員提案の修正案を否決し、両案は、いずれも全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案については、いずれも全会一致をもつて附帯決議を行ないました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(安井謙君) 〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) この際、日程に追加して、道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求め、又は農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止に関する意見の開陳その他の協力を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求め、又は農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止に関する意見の開陳その他の協力を求める。

第三十四条第一項の表中特殊地域農業振興対策審議会の項の次に次のように加える。

長山内一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路交通法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月十日

参議院議長 重宗 雄三殿 表田 中

衆議院議長 鹿島 舟

道路交通事故法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）の一

部を次のように改正する。

第一條中「その他交通の安全と円滑を図る」を「その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交

通に起因する障害の防止に資する」に改める。

第二条に次の二号を加える。

二十二 交通公害 道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち總理令。

厚生省令で定めるものによつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

第四条第一項及び第七条第一項中「その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害の防止を図る」に改める。

第九条第一項中「その他交通の安全と円滑を図る」を「その他交通の安全と円滑を図り、同条第二項後段を削り、同項に次の二号を加える。

ただし、交通公害の防止を図るためやむを得ないと認めるときは、その管理に属する都道府県警察の警官の現場における指示により行なうことができる。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二号を加える。

3 公安委員会は、第十二条第一項の規定により横断歩道を設ける場合又は第二十条第一項若しくは第七十五条の四第一項の規定により車両通

行帯を設ける場合には、政令で定めるところに行ない。道路標識等を設置して行なわなければならぬ。

第四十二条中「その他交通の安全を図る」を「その他交通の安全を図り、若しくは交通公害の防止を行なう」に改める。

第一百十条の二 公安委員会は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十二条第一項

若しくは第二十三条第四項又は騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項の要請があつた場合その他交通公害が発生したこ

とを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に関し第四条第一項、第七条第一項、第二十二条第一項又は第四十二条の規定によりその権限に属する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることができる。

七条第一項の規定により自動車の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、その禁止又は制限を行なうことにより、広域にわたり道路における交通に著しい影響が及ぶおそれがあるときは、都道府県知事及び関係地方行政機関の長その他の政令で定める者の意見をきかなければならぬ。

以上御報告いたしました。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(安井謙君) 本件全会一致をもつて可決せられました。

よつて、本案を議題といたします。
まず、発議者の趣旨説明を求めます。古池信三君。右の議案を発議する決議案。

本案は、最近における交通公害の実情にかんがみ、公安委員会は、道路交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動に関する被害の防止をはかるため、自動車等の通行の禁止または制限を行なうことができるとしてする等、交通の規制について規定を整備しようとするものであります。

本案につきましては、公害対策特別委員会並びに交通安全対策特別委員会と連合審査会を開いて規定を整備しようとするものであります。

第百十条の二 公害防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十二条第一項

若しくは第二十三条第四項又は騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項の要請があつた場合その他交通公害が発生したことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該交通公害の防止に関し第四条第一項、第七条第一項、第二十二条第一項又は第四十二条の規定によりその権限に属する事務を行なうものとする。この場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他関係地方公共団体の長に対し、当該交通公害に関する資料の提供を求めることがあります。

なお、本案に対しまして、「政府は、交通公害の防止に遺憾なき措置を講ずるとともに、交通安全の確保、交通公害の防止のため、さらに抜本的な総合的な対策を検討し、すみやかに所要の改正措置を講すべき」旨の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたしました。(拍手)

○副議長(安井謙君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(安井謙君) 本件全会一致をもつて可決せられました。

本案は、最近における交通公害の実情にかんがみ、公安委員会は、道路交通に起因して生ずる大気汚染、騒音及び振動に関する被害の防止をはかるため、自動車等の通行の禁止または制限を行なうことができるとしてする等、交通の規制について規定を整備しようとするものであります。

本案につきましては、公害対策特別委員会並びに交通安全対策特別委員会と連合審査会を開いて規定を整備しようとするものであります。

神を完全に具現するため、国会審議の経過を充分に尊重し、早急に積極的諸施策を講ずべきである。

右決議する。

〔古池信三君登壇、拍手〕

○古池信三君　ただいま上程されました自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる公害防止に関する決議案の提案理由を申し述べます。

まず、その案文を朗読いたします。

公害防止に関する決議案

すべて国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有するが、これを確保するためには人間の生存に必要にして充分、快適良好な生活環境を維持発展させることが肝要である。

しかるに、近時經濟の高度成長の結果、日本全土にわたりいちじるしい環境破壊が行なわれることに至っている。

われわれは、かかる現状に堪がみ、國民生活優先の見地から公害の排除に全力を尽くし、もつて明るい社会の建設を期するものである。政府は、今国会で制定された公害関係諸法の精神を完全に具現するため、国会審議の経過を充分に尊重し、早急に積極的諸施策を講ずべきである。

右決議する。

以上が決議案文であります。

経済の急激な成長と人口の著しい都市集中に伴いまして発生した公害に対処するため、私どもは、これまで昭和四十二年に制定された公害対策基本法を柱とした施策を講じてまいりたのであります。

しかるに、新しい汚染源が著しく増大し、これまで対象としてまいった大気汚染、水質汚濁、騒音等のあらわれ方を複雑にするほか、新たに土壤汚染の害を起こし、さらには、自然環境全体に重大な脅威を与えるに至ったのであります。このよ

うな事態を反映して、公害に対する國民の関心は著しく高められ、それはさらに生活に対する不安に及び、公害対策の飛躍的強化を望む声となつてまいりましたのであります。

今国会は、言つまでもなく、國民のこの要望にこたえるための政治を確立することに目的が置かれています。開会以来の熱心な審議を経て、ここに私どもは公害対策の基本的な姿勢として、健康で文化的な生活を営む國民の基本的権利の確保に最重点を置く旨を法制化したのであります。

そのことは、単に、人々の健康の保護にとどまるところなく、広く自然環境を含んだ生活環境の保全、浄化にまで手を打つていかなければならぬことを意味するものであります。それと同時に、施設の方向を公害の発生を追いかけてなされた事後対策を反省し、公害を発生させないための予防施設に転換することの決意を含むものであります。

これらの趣旨を、いかなる具体策をもって実現し、國民の要請にこたえるかが、今後の國民的義務であることに思いをいたし、政府は、今国会における審議の経過を十分に取り入れた施設の樹立と実施とに積極的に取り組むよう強く要望するものであります。

以上、本決議案の提案の趣旨を申し述べました。何とぞ各位の御賛同をお願いする次第であります。(拍手)

○副議長(安井謙君)　本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。竹田四郎君。

〔竹田四郎君登壇、拍手〕

○竹田四郎君　私は、日本社会党、公明党、民社党を代表して、ただいま提案されました公害防止に関する決議案について、賛成の意見を申し述べます。

今回、公害対策基本法において、産業との調和の基本とすべきであると思います。

今回、公害対策基本法において、産業との調和の基本とすべきであると思います。

されば、人間生活の基盤をなす生活環境をほしいままである。物の将来に深い憂慮が示されています。著名なイギリスの哲学者バートランド・ラッセル氏も、「人類が二十一世紀を生き抜ける可能性は半々であります。」と発言していることは御承知のことおりであります。

特に、わが国においては、狭隘な国土の中での急速な経済成長を急ぐのあまり、社会資本の立ち

上げ、企業の社会的責任感の欠如と相まって、

環境破壊は急激に進み、このまま放置することは

許されない状態にあります。七〇年代を公害克服の時代とし、よき生活環境、美しい日本の国土を

われわれの子孫に残すことは今日を生き抜いてい

るわれわれ、特に、政治の大きな責務であります。

るに、最近の經濟の高度成長は、その本質を離れて、人間生活の基盤をなす生活環境をほしいままであります。公害に基因する疾病は、イタリアタイ病を見るように、有害物質が徐々に身体に蓄積され、徐々に健康を喪失、生命をむしばんでいます。現在の状態が一日も放置されてしまふと、人間の良好な環境を確保するに十分な環境基準、排出基準が早急に設定されなければなりません。環境権、日照権等の確立がなされねばなりません。政府に対し、一そらの努力を要請するところであります。

今回の法改正によって、大気汚染防止、水質汚濁防止の規制地域が全国に拡大されました。今日まで監視の目をくぐって汚染されてきた事例が多まりにも多くありました。規制地域を拡大しても、規制が守られなければ法輕視の風潮を生むだけではなく、公害防止の実効は一向に成果をおさめ得ません。公害監視員制度を創設するものではありません。公害監視員制度を創設し、環境基準、排出基準を守るべく監視の徹底化をはかるべきであります。また、今日まで、公害行政は各省庁に分かれています。しかしセクト主義によって災いされてまいりました。行政の一元化をはかるためにも環境保全省などが必要でありますし、行政の総合化、一元化の体制が即刻確立されなければなりません。また、ばらばらな研究機関では総合的な研究はできませんし、複合公害の究明も容易ではありません。総合的な研究機関の設立も急がねばなりません。

排出される有害、有毒物質と公害病との因果関係は必ずしも明確ではありません。特に公害発生原因の基本的権利であり、産業の発展も、技術の進歩も、その目的は、人類の命と健康を守り、その社会的・政治的・経済的・文化的な発展を促進することをめざしておられます。公害被害者救済においても予想しなければなりません。当面、政府は、公害患者に対する生活面の保護を充実することは喫緊の要請であります。さらに、公害病認定に至ら

ない被害者、生活環境を著しく阻害された者に対する救済は、公法上はもちろん民法上においてさえ不可能であります。公害罪法が制定されても、その効果は必ずしも期待できません。公害に関する限り今までの法体系は適用しがたいのであります。公害に関しては、すみやかに無過失賠償責任制度を確立し、举証責任の転換をはかるべきであります。

【副議長退席、議長着席】

それでなければ相変わらず産業優先が貫かれ、弱者である被害者を救済することはできないと言わなければなりません。また、紛争処理を迅速化し、被害者に対し公正な措置や救済が行なえるようになります。

公害防止、環境保全のために巨額な費用を必要とし、その施策は放置を許さない緊急対策事項であります。がゆえに、政府は次期通常国会において十分な予算措置を講ずるべきであります。

また、公害行政はまわめて地域性の強い行政であり、住民の日常生活に直結しているために、環境保全によって住民の命と健康を守ることは地方自治体の責務として行なわれてまいりましたし、今後も行なわれいかねばならぬものであります。今まで地方団体の負担はまわめて多額となつております。地方自治体は、環境保全、公害防止の事業として上下水道や都市計画その他多くの事業の施行を必要としているのであります。また、自治体は、基本法にいう典型公害以外の公害について手をこまねいているわけにはまいません。国は、公害の地域性にかんがみ、規制に関する権限を地方自治体の長に委譲するとともに、十分な財政措置をするべきであります。

以上述べてまいりましたが、本院の決議を踏まえて、政府において、重大な決意をもつて環境保全、公害防止の施策を早期に、かつ強力に推進されることを強く期待し、本決議案に賛成するものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) これより本案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

「賛成者起立」

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。佐藤内閣総理大臣。

○國務大臣(佐藤栄作君) 「國務大臣佐藤栄作君登壇 拍手」

國務大臣佐藤栄作君の向上的見地とが現下の緊要の課題であること、これは政府としてもかねてからそのように考えてまいりたところであります。

政府は、このような観点から、今国会に公害対策基本法をはじめとする十四の法案を提案したのであります。今後ともさらに、福祉なくして成長なしとの考え方に基づき、ただいまの院議の御趣旨を十分に尊重いたしまして、各般の施策を積極的に推進してまいる所存であります。

なお、二十五日間にわたつての、終始、御熱心な御審議に対し敬意を表するとともに、心から感謝申し上げるものであります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、下請中小企業振興法案(第六十三回国会内閣提出、第六十四回国会衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。商工委員会理事大谷藤之助君。

下請中小企業振興法案は都合により追録に掲載

下請中小企業振興法案

○議長(重宗雄三君) これより本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを交付する。

昭和四十五年十二月十一日 衆議院議長 舟田 中 参議院議長 重宗 雄三殿 飛議院議長 舟田 中

(小字及び一は衆議院修正)

下請中小企業振興法(目的)

下請中小企業振興法

第一條 この法律は、下請中小企業の近代化を効率的に促進するための措置を講ずることとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、○下請關係を近代化して、下請關係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、これを図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与する能力を最も有効に発揮することができるようすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をい。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、次号の政令で定める業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

二 政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

三 企業組合

四 協業組合

この法律において「親事業者」とは、法人にあ

つては資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一号又は第二号に掲げる行為を委託することを業として行なうものをい。

一 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行なう販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造又は修理

この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて前項第一号又は第二号に掲げる行為をする業として行なうもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項第一号又は第二号に掲げる行為をして行なうものをい。

(振興基準)

第三条 通商産業大臣は、下請中小企業の振興を図るために下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

一 振興基準には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一下請事業者の生産性の向上及び製品の品質又は性能の改善に因する事項

二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

三 下請事業者の設備の近代化、技術の向上及

四 単純の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

五 下請事業者の組織化の推進に関する事項

六 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 通商産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

(振興事業計画)

第五条 政令で指定する業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む法人たる親事業者(以下「特定親事業者」という。)及び事業協同組合であつてその組合員の大部分が該特定親事業者の営む指定事業について第二条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行ない、かつ、その行為を委託した親事業者との取引に関する事項

3 振興事業の内容に当該特定下請組合がその組員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対する経費を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額を費用の全部又は一部に充てて共同利用施設を設置する事業(以下「共同利用施設事業」という。)がある場合において、当該共同利用施設事業を実施するのに準備金を積み立てる必要があるときは、振興事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該準備金に充てるための経費の賦課の基準を記載しなければならない。

4 特定親事業者は、特定下請組合が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合と協議して、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

5 第一項の規定による業種の指定にあたつては、親事業者の下請事業者に対する依存度と、下請中小企業の振興を図ることによる産業の国際競争力の強化又は産業構造の高度化の見通しとを考慮しなければならない。

(承認の基準)

第六条 主務大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項第一号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該特定親事業者及び特定下請組合がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであることを。

二 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同条第三項に規定する賃金の確保を受けるため適切なものであることを。

三 当該特定下請組合の組合員が当該振興事業計画(以下「振興事業計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 振興事業の日目録及び内容

2 振興事業の実施時期

四 当該特定下請組合の組合員たる特定下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

(振興事業計画の変更等)

第七条 第五条第一項の承認を受けた特定親事業者及び特定下請組合は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合が当該承認に係る振興事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。)に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保)

第八条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(下請中小企業振興準備金)

第九条 第五条第一項の承認を受けた特定下請組合が承認計画で定める同条第三項に規定する賦課の基準に基づいてその組合員たる特定下請事業者及び当該特定親事業者に対する経費を賦課した場合において、当該特定下請組合が当該賦課に基づいて納付された金額を下請中小企業振興準備金として積み立てたとき、又は当該特定下請事業者若しくは特定親事業者が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定下請組合又は特定下請事業者若しくは特定親事業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第十条 主務大臣は、第五条第一項の承認を受けた特定親事業者又は特定下請組合に對し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。(下請企業振興協会)

第十一条 国及び都道府県は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて次の各号に掲げる業務を行なるもの(以下「下請企業振興協会」という。)に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に關し必要な指導及び助言を行なうよう努めるものとする。

一 下請取引のあつせんを行なうこと。

二 下請取引に關する苦情又は紛争についてあつせん又は調停を行なうこと。

三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行なうこと。

四 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行すること。

第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による指導又は助言について

一 第四条の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

三 この法律における主務省令は、指定事業及びその指定事業について第一条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の發する命令とする。

4 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化

事業の実施状況について報告を求めることができる。

5 その指定事業について第一条第二項第一号又は第二号に掲げる行為を行なう下請事業者の事業を所管する大臣の發する命令とする。

6 通商産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化

(罰則)

審議会の意見をきかなければならぬ。

第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第八十
三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第七号の三中「中小企業業種別
振興臨時措置法(昭和三十五年法律第七十一
号)」を「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第二
号)」に改める。

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二
百六十四号)の一部を次のように改正する。

- 第十一条下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第
二号)第五条第一項の承認を受けた事業
協同組合であつてその承認を受ける事業
事業を行なうもの及びその構成員であつて當
該振興事業に参加するもの(第一号から第三
号の二まで及び第六号から前号までに掲げる
ものを除く。)
第三条の四第二項中「第一号の事業」の下に「若
しくは同項第十号の振興事業」を加える。

- 〔大谷藤之助君登壇、拍手〕
○大谷藤之助君 ただいま議題となりました法案
につき、委員会における審査の経過と結果を御報
告いたします。

- 本法律案は、親企業の協力のもとに、下請中小
企業の振興をはかるとともに、下請企業振興協会
の事業の拡充をはからうとするものであり、衆議
院で、本法の目的に下請中小企業者の自主性の確
保を明確化すること等の修正が行なわれております。
委員会におきましては、下請代金支払いの実情
等、中小企業対策全般について質疑が行なわれま
したが、その詳細は会議録に譲ります。
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律
案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。
なお、本法案に対し、自民、社会、公明、民社
各党共同提案にかかる附帯決議が付されました。
以上御報告いたします。(拍手)

- 議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よ
て、本案は可決せられました。

- 議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
公職選挙法の一部を改正する法律案、
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案、衆議院送付)
(いすれも内閣提出)
以上両案を一括して議題とすることに御異議
ございませんか。

- 議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
ます、委員長の報告を求めます。公職選挙法改
正に関する特別委員長井川伊平君。

- 〔衆議院議長 井川伊平君〕
この際、日程に追加して、
公職選挙法の一部を改正する法律案、
地方公共団体の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案、衆議院送付)
(いすれも内閣提出)
以上両案を一括して議題とすることに御異議
ございませんか。

- 議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
ます、委員長の報告を求めます。公職選挙法改
正に関する特別委員長井川伊平君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

目次中「第二百一条の五—第二百一条の十三」を「第二百一条の五—第二百一条の十四」に、

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のよう改定する。

第二百一条の五—第二百一条の十四

項に改める。

第百二十一条第一項後段を削る。

第一百四十二条第一項中「地方自治法第二百五十一条の十九第一項(指定都市)の市」及び「前号の市」を「指定都市」に改める。

第一百四十四条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市」を「指定都市」に改める。

第一百四十六条第一項中「氏名」の下に「若しくはシンボル・マーク」を加える。

第一百六十条の二第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市」を「指定都

市」に改める。

第一百四十六条第一項中「掲示するものを除く。」の下に「以下同じ。」を加え、「颁布並びに」を「頒布(これららの掲示又は頒布には、それぞれ、ポスター、立札若しくは看板の類又はビラで、政党その他の政治団体のシンボル・マークを表示するもの)の掲示又は頒布を含む。以下同じ。」並びに「」に改め、「(散布を除く。)」の下に「については、自治大臣に届け出たもの三種類以内」を加え、同第三項中「を連記し」を「その他必要な事項を記載し」に改める。

第一百二条の六第一項中「(政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。)」を削り、「(散布を除く。)」の下に「については、自治大臣に届け出たもの三種類以内」を加える。

第二百一条の七第一項及び第二項中「とする」を

「とし、同項第六号のビラの届出は、当該選挙に

関する事務を管理する選挙管理委員会に対して行

なるものとする」に改める。

第二百一条の十三第一項中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員」に「適用する」を「準用する。この場合において、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き

続いて発行されている期間が六月に満たないものについては、同条第二項中「通常の方法」とあるのは、「通常の方法(政談演説会の会場においてする場合に限る。)」と読み替えるものとする」に改め。

同条第二項中「氏名」の下に「その他政令で定める事項」を加え、同条を第二百一条の十四とする。

第二百一条の十二第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙について」を削り、同条を第二百一条の十三とし、第二百一

条の十一を第二百一条の十二とする。

第二百一条の十第二項中「この章」を「本章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に改め、「(散布を除く。)」の下に「については、自治大臣に届け出たもの三種類以内」を加え、同第三項中「を連記し」を「その他必要な事項を記載し」に改める。

第二百一条の六第一項中「(政党その他の政治団

体の本部又は支部の事務所において掲示するもの)を除く。」を削り、「(散布を除く。)」の下に「については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの二種類以内」を加え、同第三項中「を連記し」を「その他必要な事項を記載し」に改める。

第二百一条の九第一項中「この章」を「本章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に改め、「(散布を除く。)」の下に「については、自治大臣に届け出たもの三種類以内」を加え、同第三項中「を連記し」を「その他必要な事項を記載し」に改める。

第二百一条の八第一項中「(政党その他の政治団

体の本部又は支部の事務所において掲示するもの)を除く。」を削り、「(散布を除く。)」の下に「については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管

理委員会に届け出たもの二種類以内」を加え、同第三項中「を連記し」を「その他必要な事項を記載し」に改める。

第二百一条の九第一項中「この章」を「本章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に改め、「(散布を除く。)」の下に「については、

「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に改め、「(散布を除く。)」の下に「については、

「市長」を「都道府県の議会の議員、都道府県

知事、指定都市の議会の議員及び市の長の選挙につい

ては、「に改め、同条第四項中「この章」を「本

章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の

長」に、「選挙管理委員会の行なう」を「選挙管理委

員会(指定都市の議会の議員の選挙については、

市(選挙管理委員会)の行なう」に、「選挙区」を

「選挙区(都道府県の議会の議員及び指定都市の議

会の議員の選挙については、当該選挙の選挙区)」

に改め、同条第五項中「住所」の下に「、本章の規

定によるビラには、その表面に当該政党その他の

政治団体の名称、選挙の種類及び本章の規定によ

るビラである旨を表示する記号」を加え、同条第

七項中「、本章の規定によるポスター」を「本章の

規定によるポスターについて、第二百七十八条の二

(選挙期日後の文書図画の撤去)の規定は本章の規

定によるポスターで所属候補者の選挙運動のため

に使用するもの」に改め、同条第八項中「市長」を

「指定都市の議会の議員及び市の長」に改め、同条

第十一項中「掲示」、「を掲示したもの」に改め、

同条を第二百一条の十一とする。

第二百一条の九第一項中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十とする。

第二百一条の九第一項中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十一とする。

第二百一条の九第一項中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十二とする。

第二百一条の九第一項中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十三とする。

第二百一条の九第一項中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十四とする。

第二百一条の九第一項中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十五とする。

掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自

動車の使用については、都道府県の議会の議員

又は指定都市の議会の議員の一般選挙の行なわ

れる選挙の当日までの間に限り、これをすること

ができない。ただし、選挙の行なわれる区域を

通じて三人以上の所属候補者を有する政党その

他の政治団体が、次の各号に掲げる政治活動に

つき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期

日の前日までの間、当該各号の規定によりする

他の政治団体が、この限りでない。

一 政談演説会の開催については、所属候補者の

日の四倍に相当する回数

二 街頭政談演説の開催については、次号の規

定により使用する自動車で停止しているもの

の車上及びその周囲

三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自

動車の使用については、政党その他の政治團

体の本部及び支部を通じて一台、所属候補者

の数が十人をこえる場合においては、そのこ

える数が十人を増すごとに一台を一台に加え

た合数

四 ポスターの掲示については、一選挙区ごと

に、長さ八十五センチメートル、幅六十セン

チメートル以内のもの百枚以内、当該選挙区

の所属候補者の数が一人をこえる場合にあつ

ては、そのこえる数が一人を増すごとに五十

枚を百枚に加えた枚数以内

- 一 都道府県知事の選挙 昭和四十六年三月十七日

二 指定都市の長の選挙 昭和四十六年三月二十二日

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和四十六年三月三十日

四 特別区の議会の議員の選挙 昭和四十六年四月一日

五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 昭和四十六年四月十五日

六 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和四十六年四月十八日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行なう。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和四十六年四月十日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に関する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日における規定による選挙の期日前九十日までの間とする。
(政令への委任)

〔井川伊平君登壇、拍手

○井川伊平君　まず公職選挙法の一部を改訂する。

第三条 第一条の規定によつて行なわれた者市町村の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同席に行なう。

五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 昭和四十六年四月十五日
六 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和四十六年四月十八日

2 第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第二項の規定により同時に行なう。

第四条 第一条の規定により昭和四十六年四月一日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一号（同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第八十六条第九項の規定について、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に關する寄附等の禁止期間)
第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第二百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条の一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日以内の規定による當たる日から当該選挙の期日までの間とする。
(政令への委任)
第六条 第一条の規定により行なわれる選挙の手続その他その執行に關し、特に必要があるとき、政令で特別の定めをすることができる。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
第一条の規定により行なわれる選挙により選舉すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定を適用する場合における當該地方公共団体の人口の算定については、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、都道府県、指定都市及び特別区にあつては、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとし、指定都市以外の市及び町村にあつては、昭和四十六年二月一日現在において昭和四十五年国勢調査の結果による人口が官報で公示されない場合には、当該市町村の条例の定めるところにより、同日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によることができる。この場合において、当該地方公共団体の区域の全部又は一部の地域の人口に關して最近に行なわれた他の指定統計調査の結果による人口が公表されているときは、これを用いるものとする。
市(特別区を含む。以下同じ。)町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和四十六年三月三十日に退職した場合

(公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む)においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱いについては、その者は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合にあつては、当該選挙の期日の前日)まで引き続き当該議員として在職した者とみなす。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国大多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が明年三月ないし五月中旬に満了することとなる実情にからみ、これらの選舉の期日を、都道府県、指定都市及び特別区については四月十一日、その他の市及び町村については同月二十五日に統一して行なおうとするものであります。また、これらの選挙の場合の議員の定数の基礎となる人口は、都道府県、指定都市及び特別区については昭和四十年国勢調査人口とし、その他の市及び町村については昭和四十五年国勢調査人口によることができる道を開く等の特例を定めております。

○議長(重宗雄三君) 次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

建設省設置法の一部を改正する法律案、

法務省設置法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長西村尚治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

まず、建設省設置法の一部を改正する法律案

は、地方建設局の事務量の増大に対処するところに、組織の統一整備をはかるため、東北、北陸、中国及び四国の四地方建設局についても企画室を企画部に改組し、また、北陸及び四国の二地方建設局にも用地部を設置することを内容とするもの

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律
法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。
別表四東京拘置所の項中「東京都豊島区」を「東京都葛飾区」に改め、同表中小曾根刑務所の項を削り、

一部を次のように改正する。

第十四条第一項を次のように改める。

地方建設局に、次の六部を置く、ただし、北

陸地方建設局及び四国地方建設局には、音緒部

を置かない。

総務部 企画部 河川部 道路部 航緒部 用地部

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年十二月八日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

め、同表大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の項中「伊丹市」を「豊中市」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔西村尚治君登壇、拍手〕

○西村尚治君 ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

は、地方建設局の事務量の増大に対処するところに、組織の統一整備をはかるため、東北、北陸、中国及び四国の四地方建設局についても企画室を企画部に改組し、また、北陸及び四国の二地方建設局にも用地部を設置することを内容とするもの

であります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して岩間委員より反対の旨が述べられました。

次いで採決の結果、本法案は多数をもつて原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案

は、小菅刑務所及び宇都宮刑務所を廃止し、黒羽

刑務所及び岡崎医療刑務所を設置することとな

た、宮古市外四カ所に入国管理事務所の出張所を

設置すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取す

るなど慎重審査いたしましたが、その詳細は会議

録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

社会党を代表して足鹿委員より反対の旨が述べられました。

官外号報

次いで採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

まず、建設省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
〔賛成の諸君の起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

〔賛成の諸君の起立〕

国民年金等特別融資わくの拡大等に関する請願
(二件)
地方公務員退職年金の完全スライド制実施に関する請願
する請願

商工会経営指導員等の身分保障に関する請願
(二件)

医療保険制度の改革に関する請願(二件)

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金給付に関する請願(二件)

旧溝州開拓団犠牲者遺族に対する特別弔慰金制度確立に関する請願(二件)

旧溝州建設労働奉仕隊犠牲者遺族の援護措置に関する請願(二件)

児童手当の創設に関する請願

福祉年金の給付額引上げ等に関する請願(二件)

森永ミルク中毒被害児対策に関する請願(二件)

千歳米軍基地完全閉鎖に伴う離職者対策に関する請願

十九件)

千歳米軍基地完全閉鎖に伴う離職者対策に関する請願

建設計画の大幅改善に関する請願(七件)

看護師制度の改善等に関する請願(四十六件)

看護教育制度の改革等に関する請願(四件)

老人医療費に関する請願

看護制度の改善等に関する請願(四十六件)

看護教育制度の改革等に関する請願(四件)

老齢福祉年金及び老人の医療費に関する請願

社会福祉施設緊急整備五箇年計画の実現に関する請願

失業対策事業存続に関する請願(三件)

心身障害者対策基本法の施行に関する請願

失対事業に従事している者に対する就職支度金増額等に関する請願

栄養士・管理栄養士の必置義務に関する請願

ベーチェット病患者救済等に関する請願(十四件)

結核対策強化に関する請願(九件)

国民健康保険改善に関する請願(三件)

国民健康保険保健婦に対する国庫補助基本額引上げに関する請願(三件)

旧溝州開拓団犠牲者遺族に対する特別弔慰金制度確立に関する請願(二件)

社会福祉施設緊急整備五箇年計画の実現に関する請願

失業対策事業存続に関する請願(三件)

老齢福祉年金及び老人の医療費に関する請願

失業対策事業存続に関する請願(三件)

出産費の国庫負担に関する請願(十二件)

【審査報告書は都合により追録に掲載】

滋賀県の寒冷級地是正に関する請願

旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願

願(六十七件)

民事・家事調停制度改善に関する請願

【審査報告書は都合により追録に掲載】

米穀の基本政策確立に関する請願
花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願
林地除草剤散布に伴う被害の防止に関する請願
米の生産調整に伴う飼料作物増産対策に関する請願
米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願
漁港の整備促進等に関する請願
仙台市蒲生海岸の渡り鳥渡来地の保存に関する請願

(六件)

食糧管理制度堅持に関する請願

花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

米穀の基本政策確立に関する請願

花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

(六件)

食糧管理制度堅持に関する請願

花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

米穀の基本政策確立に関する請願

(四件)

食糧管理制度堅持に関する請願

【審査報告書は都合により追録に掲載】

米穀用特殊包装容器の使用許可に関する請願

(三件)

漁港の整備促進等に関する請願

仙台市蒲生海岸の渡り鳥渡来地の保存に関する請願

【審査報告書は都合により追録に掲載】

【審査報告書は都合により追録に掲載】

【審査報告書は都合により追録に掲載】

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

恩給の支給に関する請願

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。

建設委員会

一、建設業法の一部を改正する法律案(第六

十二回国会閣法第一〇〇号)

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する

件

本日委員長から左の調査について継続調査の要求

書が提出された。

内閣委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する

本日委員長から左の調査について継続調査の要求

書が提出された。

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に關する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、外交問題に関する調査

公債対策特別委員会

一、予算の執行状況に関する調査
災害対策特別委員会

一、灾害対策樹立に関する調査

予算委員会

○議長(重宗雄三君) 本国会の議事を終るにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
求のとおり決することに御異議ございませんか。
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

議員

喜屋武真榮君	原田 立君	峯山 昭範君	青島 幸男君	塙出 啓典君	白木義一郎君	小平 芳平君
山田 勇君			藤原 房雄君	萩原幽香子君	村尾 重雄君	小山邦太郎君
			市川 房枝君	寺尾 豊君	植竹 春彦君	
			中尾 辰義君	山崎 五郎君	山崎 竜男君	
			内田 善利君	山本敬三郎君	若林 正武君	
			中沢伊登子君	渡辺一太郎君	矢野 登君	
			内藤蒼三郎君	安田 隆明君	増田 盛君	
			高橋雄之助君	阿部 憲一君	西村 尚治君	
			中尾 伸一君	宮崎 正義君	永野 鎮雄君	
			浅井 亨君	長屋 茂君		
			奥村 悅道君	上林繁次郎君		
			松下 正寿君	八田 一朗君		
			田代富士勇君	柳田桃太郎君		
			多田 省吾君	佐藤 隆君		
			片山 武夫君	伊藤 五郎君		
			後藤 義隆君	黒柳 明君		
			鈴木 一弘君	田渕 哲也君		
			沢田 実君	向井 長年君		
			近藤英一郎君	河口 陽一君		
			柏原 ヤス君	大竹平八郎君		
			梶原 茂嘉君	船田 謙作君		
			高山 恒雄君	大谷藤之助君		
			横山 フク君	柴田 栄君		
			山田 徹一君	堺本 宜美君		
			北條 浩君	津島 文治君		
			鍋島 直紹君	植木 光教君		
			青柳 秀夫君			

昭和四十五年十一月十八日 參議院会議録第七号

剣木	亨弘君	山本	利壽君	八木	一郎君	白井	勇君
平井	太郎君	田口長治郎君		三木與吉郎君		石原幹市郎君	
吉武	惠市君					松平	勇雄君
郡	祐一君					青木	一男君
重政	庸德君					高橋	衛君
迫水	久常君					藤田	正明君
宮崎	正雄君					稻嶺	一郎君
大倉	精一君						
龜井	善彰君						
上田	哲君						
松本	英一君						
上田	稔君						
安永	英雄君						
杉原	一雄君						
熊谷太三郎君							
温水	三郎君						
中村	波男君						
山本	杉君						
森	勝治君						
川上	為治君						

谷口	慶吉君	木島	義夫君	佐野	芳雄君	米田	正文君
堀田	十一郎君	占部	秀男君	森	元治郎君	鈴木	強君
小柳	勇君	塙見	俊二君	斎藤	昇君	小林	武治君
赤周	文三君	加瀬	完君	増原	恵吉君		
阿具根	登君	須藤	大和与一君	近藤	信一君		
渡辺	武君	小笠原貞子君					
野坂	參三君	河田	賢治君				
岩間	正男君	達田	龍彥君				
前川	旦君	戸田	菊雄君				
竹田	現照君	山崎	昇君				
村田	秀三君	川村	清一君				
大橋	和孝君	松井	誠君				
沢田	政治君	吉田忠三郎君					
瀬谷	英行君						

國務大臣

内閣總理大臣

佐藤
榮作君

法務大臣

小林 武治君

厚生大臣

内田常雄君

農林大臣

倉石忠雄君

通商産業大臣

宮澤喜一君

運輸大臣

橋本豊美三郎君

建設大臣

根本龍太郎君

一九

自治大臣 秋田 大助君
國務大臣 荒木萬壽夫君
國務大臣 佐藤 一郎君
國務大臣 山中 貞則君
政府委員

郵政政務次官

小淵 恵三君

昭和四十五年十二月十八日 參議院會議錄第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一部四十四
(配送料共)

發行所

大藏省印刷
東京都港区赤坂葵町二番地 電話番号一〇七
電話 東京 五八二 四四一一大代